

登米市一般廃棄物処理基本計画(案)

パブリックコメント用

令和 8 年 ● 月

登米市

目次

第1章 基本的事項	1
1. 計画策定の目的.....	1
2. 計画の位置付け.....	1
3. 計画の対象区域.....	2
4. 計画の対象廃棄物.....	2
5. 計画期間.....	2
第2章 地域の概況	3
第1節 自然的状況	3
1. 位置及び地勢.....	3
2. 気象.....	4
3. 水質の状況.....	5
第2節 社会的状況	7
1. 人口・世帯数の推移.....	7
2. 産業の動向.....	8
3. 土地利用状況.....	11
4. 水道水源の概要.....	12
第3節 総合計画における廃棄物処理の施策	14
1. 計画の体系.....	14
2. 個別施策及びその取組.....	15
3. 代表的な指標と目標値.....	15
第4節 環境基本計画における廃棄物処理の施策	16
1. 計画の体系.....	16
2. 生活環境の目標及びその取組.....	17
3. 基本目標の実現に向けた主な指標と目標.....	17
第3章 ごみ処理基本計画	18
第1節 ごみ処理の現状と課題	18
1. ごみ処理の現状.....	18
2. ごみ排出量等.....	20
3. 収集・運搬.....	22
4. 中間処理.....	24
5. 最終処分.....	27
6. 死亡したペット、駆除した有害獣専用の小型焼却炉.....	28
7. 温室効果ガス排出量.....	29
8. ごみ処理経費.....	29
9. ごみ処理の現状における課題.....	30
第2節 ごみ処理の基本方針	31
1. 4 R運動の推進.....	31
2. 資源分別の徹底.....	31
3. ごみ減量化.....	31
4. 施設の長寿命化.....	31
第3節 ごみ排出量等の将来推計	32
1. ごみ排出量予測.....	32
第4節 ごみ処理の目標	33
第5節 目標達成のための施策	34
1. 4 R運動の推進.....	34
2. 資源分別の徹底.....	35
3. ごみ減量化.....	35
4. 施設の適切な管理運営と長寿命化.....	35

第6節	ごみ処理基本計画	36
1.	処理対象ごみ	36
2.	ごみ処理体制	36
3.	ごみ処理フロー	36
4.	市民・事業者・市の役割	38
5.	収集・運搬計画	39
6.	中間処理	42
7.	施設整備	44
8.	最終処分計画	44
9.	その他ごみ処理に関し必要な事項	45
第4章	生活排水処理基本計画	46
第1節	生活排水処理の現状と課題	46
1.	生活排水処理の現状	46
2.	生活排水処理形態別人口	47
3.	し尿・及び汚泥の排出状況	47
4.	施設の状況	48
第2節	生活排水処理の基本方針	50
第3節	生活排水排出量の将来推計	51
1.	生活排水量の予測	51
第4節	生活排水の処理計画	52
1.	処理の目標	52
2.	処理の主体	53
第5節	目標達成のための施策	54
1.	水環境の保全	54
2.	公共下水道施設の計画的な整備	54
3.	施設の長寿命化	54
第6節	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	55
1.	収集・運搬計画	55
2.	資源化計画	55
3.	最終処分計画	55
4.	その他し尿・汚泥処理に関し必要な事項	56

第1章 基本的事項

1. 計画策定の目的

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、平成27年度から令和7年度までを期間とする「登米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、ごみの減量化、資源化、新クリーンセンター及び最終処分場の整備等に取り組んできました。

本計画は、現行の基本計画が本年度に最終年度を迎えることから、計画的な一般廃棄物処理の方向性を定め、そのために講じなければならない施策を明らかにし、上位計画との整合性を図り改定を行ったものです。

なお、現行基本計画はごみ処理に関する基本計画であることから、改定にあたり新たに「生活排水処理基本計画」を加えた一般廃棄物処理基本計画として策定したものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）第6条第1項の規定により、市町村が当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされている一般廃棄物処理基本計画と位置付けます。上位計画としては、登米市総合計画、登米市環境基本計画があります。

関連の計画としては、国が定めている廃棄物処理法に基づく基本方針、循環型社会形成推進基本計画等、宮城県が策定している宮城県循環型社会形成推進計画があります。

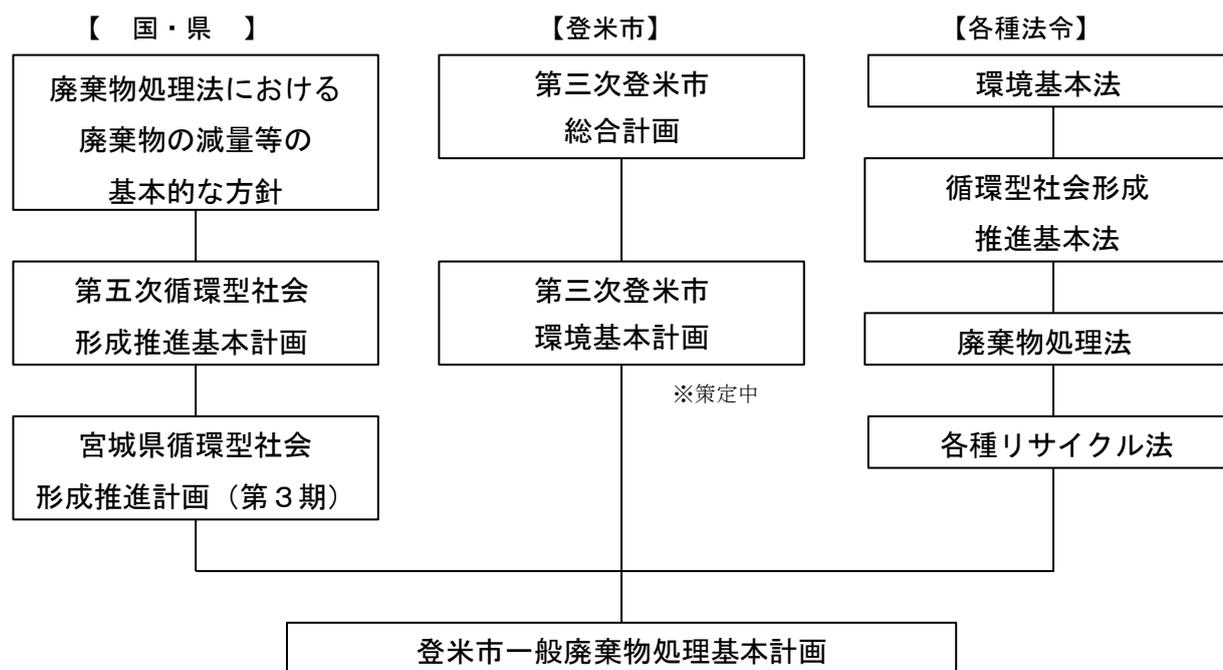


図 1-1 本計画の位置付け



登米市環境キャラクター
トメル君とオトメちゃん

3. 計画の対象区域

計画の対象区域は、本市全域とします。

4. 計画の対象廃棄物

本計画において、対象とする廃棄物は生活排水を含む「一般廃棄物」とします。

5. 計画期間

本計画は、令和8年度を初年度とし、上位計画との整合を図るため、令和17年度までのごみ処理に関する基本的方針を示すものとします。なお、基準年は第三次登米市環境基本計画と同じ令和6年度とします。また、中間目標年度を令和12年度とし、計画の進捗を確認する指標とします。

計 画 期 間：令和8年度～令和17年度
中 間 目 標 年 度：令和12年度

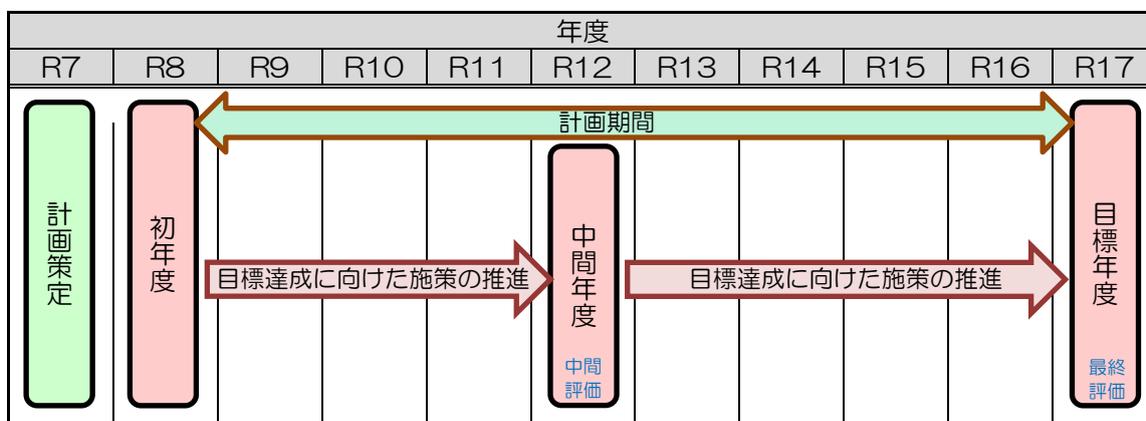


図 1-2 計画期間

第2章 地域の概況

第1節 自然的状況

1. 位置及び地勢

本市は、宮城県の北東部に位置し、北部は岩手県一関市に、西部は栗原市及び大崎市に、南部は石巻市及び涌谷町に、東部は気仙沼市及び南三陸町に接し、市域面積は536.09 km²で、県全体の7.36%を占める県内第5位の規模となります。

本市の南北を縦断する北上川の東側には北上山地が、西側には県内有数の米どころである広大な水田地帯が広がり、平野部から丘陵地にかけて、伊豆沼・内沼などの沼やため池が点在しています。

市の西部は丘陵地帯、東部が山間地帯で、その間は広大で平坦肥沃な豊穰大地登米耕土を形成し、県内有数の穀倉地帯となっており、環境保全米発祥の地として、宮城米「ひとめぼれ」などの主産地となっています。

また、全国でも有数の肉用牛生産地としても有名な地域であることから、以前より生物多様性の保全、温室効果ガスの削減、土壌炭素貯留に効果があるとされる環境保全型農業・資源循環型農業・有機農業の取組が行われています。

河川は、本市域を3等分するように北上川、迫川が南北に貫流し、多くの支流が注いでいます。西部には、水鳥の生息地として国際的に重要なラムサール条約湿地の「伊豆沼・内沼」や「蕪栗沼・周辺水田」をはじめ、豊かな水辺空間を有しています。さらに、南東部には三陸復興国立公園の一部を有するなど、自然豊かな地域が広がっています。



図 2-1 本市の位置

2. 気象

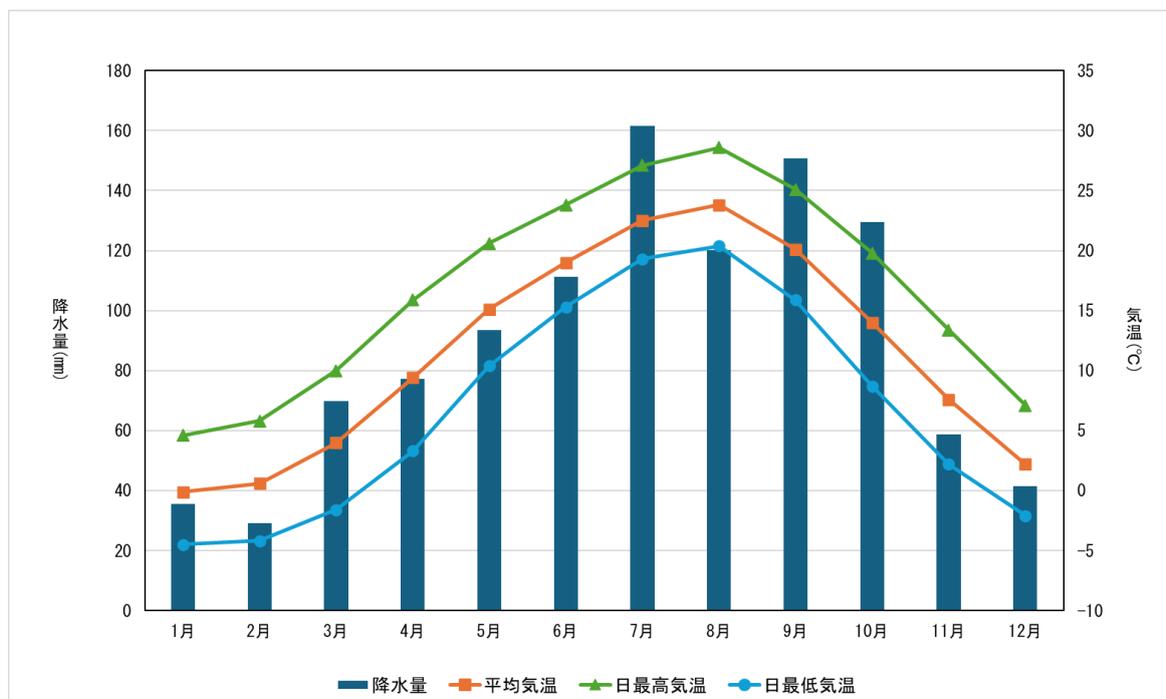
平成27年から令和6年までの10年間の気温及び降水量を表 2-1に示します。平均気温は12.4℃であり、最高気温と最低気温の差が大きい内陸性気候となっています。

年間降水量は1,044mmであり、冬季の降水量は少なく、降雪期間も比較的短いことから、東北地方にあっては比較的温暖な住み良い条件を有しています。

表 2-1 気温、降水量の推移

年	区分	気温 (°C)			年間降水量 (mm)	
		平均	最高	最低	総量	一日最大
平成27年		12.3	36.3	-11.4	987.5	45.5
平成28年		12.1	34.3	-8.3	963.5	61.0
平成29年		11.5	33.5	-12.0	982.5	62.0
平成30年		12.0	35.7	-17.3	923.0	54.0
令和元年		12.2	35.8	-9.5	1,223.0	137.5
令和2年		12.4	36.0	-12.3	980.5	53.0
令和3年		12.3	36.0	-17.2	1,027.0	55.5
令和4年		12.2	35.5	-12.4	1,250.0	153.5
令和5年		13.5	37.1	-11.5	1,021.5	112.0
令和6年		13.3	35.4	-9.9	1,083.5	64.0
平均		12.4	35.6	-12.2	1,044.2	79.8

出典：『過去の気象データ（米山地域気象観測所）』（気象庁HP 令和7年10月閲覧）



注：1991年～2020年の平均

出典：『過去の気象データ（米山地域気象観測所）』（気象庁HP 令和7年10月閲覧）

図 2-2 気温、降水量の年間変動

3. 水質の状況

本市の主要河川や湖沼における水質基準（生活環境の保全に関する類型指定）は表 2-2、水質のうち河川の水質及び湖沼の水質の調査結果は表 2-3に示すとおりです。

北上川や迫川は環境基準を達成していますが、伊豆沼、長沼の湖沼については達成されていません。平筒沼には類型指定はありませんが、CODについては長沼と同程度の数値となっています。

表 2-2 生活環境の保全に関する類型指定の状況

水系・水域名	水域の範囲	類型※1	達成期間	指定年月日	指定期間
北上川	北上川 (4) ※和賀川合流点より下流	A	直ちに達成	S48. 3. 31	国
	迫川中流 ※夏川合流点より上流の迫川、二迫川及び三迫川 (流入する支川を含む)	A	直ちに達成	S47. 4. 28	県
	迫川下流 ※夏川合流点から北上川合流点まで (流入する支川を含む。ただし、伊豆沼全域 (内沼を含む) 及び長沼全域に係る部分を除く。)	B	直ちに達成	S47. 4. 28	県
伊豆沼	伊豆沼全域 (内沼含む)	B	直ちに達成	S48. 5. 29	県
長沼	長沼全域	B	直ちに達成	S48. 5. 29	県
平筒沼	—	—	—	—	—

※類型：『水質汚濁に係る環境基準』（環境庁告示第59号 昭和46年12月）にて定められた類型（河川A：BOD 2.0mg/L以下、河川B：BOD 3.0 mg/L以下、湖沼B：COD 5.0 mg/L以下）。

出典：『令和6年 宮城県環境白書』（宮城県 令和7年10月閲覧）

表 2-3 (1) 水域別水質の年変化と環境基準達成状況 (1)

水域名	環境基準点名	類型※	基準値 (mg/L)	BOD 75%値 (mg/L)					環境基準 適否
				R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	
北上川 (4)	登米大橋	A	2.0	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	○
北上川 (4)	錦桜橋 (大泉)	A	2.0	0.9	1.1	0.9	0.8	0.8	○
迫川中流	若柳	A	2.0	0.8	0.8	0.7	0.7	0.8	○
迫川下流	西前橋 (ニッ屋橋)	B	3.0	1.5	1.4	1.4	1.4	1.6	○

※類型：『水質汚濁に係る環境基準』（環境庁告示第59号 昭和46年12月）にて定められた類型（河川A：BOD 2.0mg/L以下、河川B：BOD 3.0 mg/L以下）。

出典：『公共用水域・地下水の水質測定結果 (年度別)』（宮城県HP 令和7年10月閲覧）

『水環境総合情報サイト』（環境省HP 令和7年10月閲覧）

表 2-3 (2) 水域別水質の年変化と環境基準達成状況 (2)

水域名	環境基準点名	類型※	基準値 (mg/L)	COD 75%値 (mg/L)					環境基準 適否
				R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	
伊豆沼	伊豆沼出口	B	5.0	15	16	15	20	23	×
長沼	長沼出口	B	5.0	8.7	12.0	10	10	13	×
平筒沼	平筒沼出口	—	—	10	12	10	11	14	—

※類型：『水質汚濁に係る環境基準』（環境庁告示第59号 昭和46年12月）にて定められた類型（湖沼B：COD 5.0 mg/L以下）。

出典：『公共用水域・地下水の水質測定結果 (年度別)』（宮城県HP 令和7年10月閲覧）

『水環境総合情報サイト』（環境省HP 令和7年10月閲覧）



出典：『宮城県公共用水域水質測定地点図』（宮城県HP 令和7年10月閲覧）

図 2-3 水質調査地点の位置

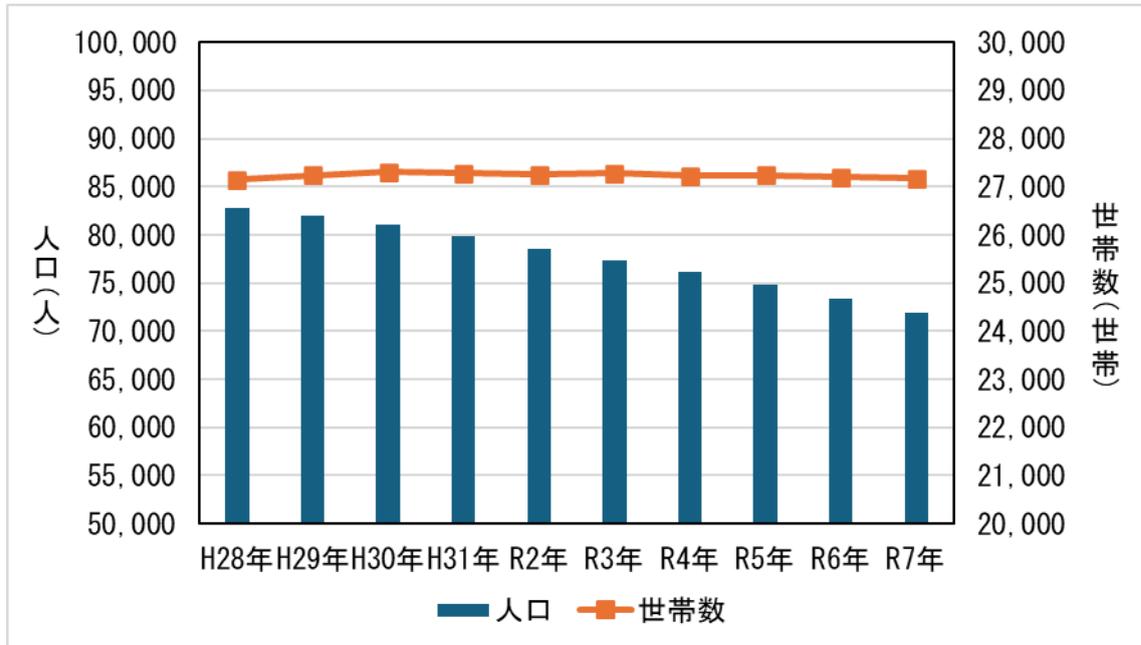
第2節 社会的状況

1. 人口・世帯数の推移

人口と世帯数の推移は図 2-4に示すとおりです。令和 7 年 1 月 1 日における人口は71,919人、世帯数は27,171世帯です。

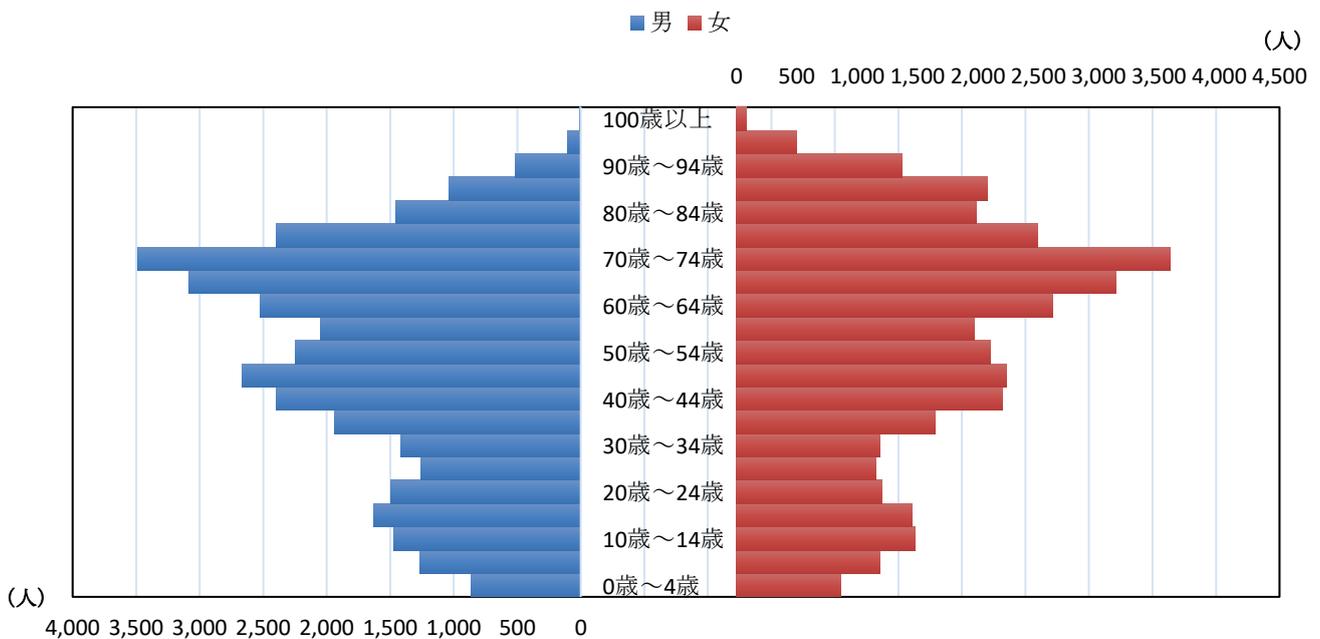
平成17年以降の推移をみると、人口は減少傾向であり、世帯数はほぼ横ばいを示しています。

また、男女別、年齢別の人口構成は図 2-5に示すとおりであり、60代～70代の人口が多く、少子高齢化が確実に進み、超高齢社会にあります。



出典：『住民基本台帳』（各年 1 月 1 日現在）

図 2-4 人口と世帯数の推移（各年 1 月 1 日現在）



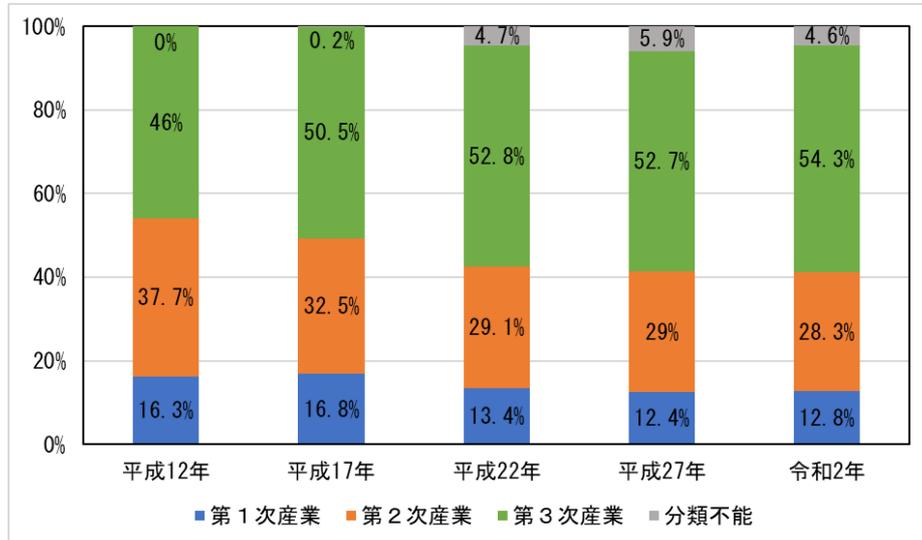
出典：『住民基本台帳』（令和 7 年 1 月 1 日現在）

図 2-5 年齢別構成（男女別）

2. 産業の動向

(1) 産業別人口

産業別就業者人口の推移は、図 2-6に示すとおり、第1次産業、第2次産業が減少し、第3次産業の割合が増加しています。



出典：『登米市統計書』（登米市HP 令和7年10月閲覧）

図 2-6 産業別就業者人口の推移

(2) 農業の推移

農業の推移は、表 2-4に示すとおりです。農家総数、販売農家数、自給的農家、農家世帯人数とも減少傾向です。

また、経営耕地面積の推移は、表 2-5に示すとおりであり、総面積、田、樹園地は減少傾向ですが、減反による畑作への転換が進み、畑の割合が増加しています。

表 2-4 農業の推移

年度 \ 区分	農家総数 (戸)	販売農家 (戸)	自給的農家 (戸)	農家世帯員数 (人)
平成22年度	9,177	7,183	1,994	32,080
平成27年度	7,965	6,076	1,889	25,415
令和2年度	6,498	4,911	1,587	17,456

出典：『農林業センサス』（宮城県HP 令和7年10月閲覧）、『登米市統計書』（登米市HP 令和7年10月閲覧）

表 2-5 経営耕地面積の推移

年度 \ 区分	田		畑		樹園地		総面積 (ha)
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	
平成22年度	12,356	91.5%	1,095	8.1%	47	0.3%	13,498
平成27年度	11,024	90.8%	1,075	8.9%	43	0.4%	12,142
令和2年度	10,716	89.7%	1,198	10.0%	32	0.3%	11,946

※：割合の合計は端数処理により100%とならないことがある。

出典：『農林業センサス』（宮城県HP 令和7年10月閲覧）

(3) 工業の推移

工業の推移は、表 2-6に示すとおりです。事業所数、従業者数、製造品出荷額、事業所規模とも減少傾向です。

表 2-6 工業の推移

区分 年度	事業所数 (A) (件)	従業者数 (B) (人)	製造品出荷額等 (百万円)	事業所規模 (B/A) (人/件)
平成29年度	139	5,995	132,795	43.1
平成30年度	141	6,263	140,935	44.4
令和元年度	137	5,943	125,875	43.4
令和2年度	137	5,847	125,937	42.7
令和3年度	126	4,995	116,399	39.6

出典：『登米市統計書』（宮城県HP 令和7年10月閲覧）

(4) 商業の推移

商業の推移は、表 2-7に示すとおりです。商店数、従業者数、年間販売額は減少傾向ですが、事業所規模は微増傾向です。

表 2-7 商業の推移

区分 年度	商店数 (A) (店)	従業者数 (B) (人)	年間販売額 (百万円)	事業所規模 (B/A) (人/店)
平成16年度	1,377	7,253	123,646	5.3
平成19年度	1,274	6,681	121,404	5.2
平成26年度	857	4,948	113,048	5.8
平成28年度	887	5,170	135,572	5.8
令和3年度	799	4,783	111,552	6.0

出典：『商業統計調査』（経済産業省 令和7年10月閲覧）、『登米市統計書』（宮城県HP 令和7年10月閲覧）

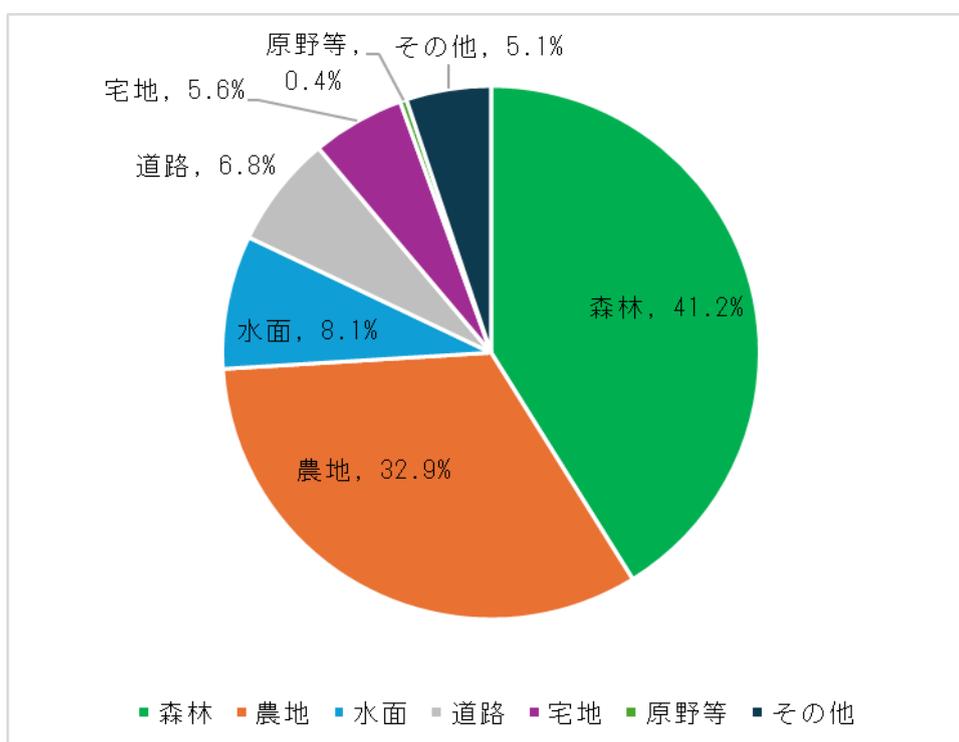
3. 土地利用状況

本市の土地利用状況を図 2-7に示します。本市の面積のうち最も多いのは森林であり、市域の41.2%を占めます。次いで農地が32.9%、水面が8.1%、道路が6.8%などとなっています。

土地利用の分布状況は、北上川を境にして東側には森林が広がり、西側は田園地帯が広がっています。市域の5.6%を占める宅地は、迫地域の南東を中心に分布しています。

表 2-8 登米市の土地利用の内訳

総面積 (令和5年度)	内 訳 (km ²)						
	森 林	農 地	水 面	道 路	宅 地	原野等	その他
53,609	22,062	17,620	4,355	3,643	2,987	188	2,754



※ : 令和5年4月1日現在
 出典 : 『土地利用の現況と推移』 (宮城県HP 令和7年10月閲覧)

図 2-7 土地利用状況

4. 水道水源の概要

平成17年、登米地方9町の合併によって登米市水道事業を創設しました。創設水道事業認可は、既存の水道事業（登米地方広域水道事業、東和町水道事業、石越町水道事業）の既認可値を単純に足し合わせたものでありました。この認可値が実状にそぐわないところがあること、また津山町の横山簡易水道事業はそのまま登米市に引き継いだことから「1市1水道」を目指し、基本計画を策定し水道事業認可の変更をすすめてきました。

この結果、平成19年度より「事業の譲受け」（簡易水道事業の統合）「軽微な変更」（給水区域の拡張）を行い、平成20年度及び22年度には東和町内の各浄水場について紫外線処理や膜ろ過処理などを導入するため「浄水方法の変更」に関する認可、平成26年には東和町合ノ木・大綱木両地区の簡易給水施設の統合による「取水地点の変更」、保呂羽・石越各浄水場に粉末活性炭処理を導入するため「浄水方法の変更」に関する認可を行いました。変更の概要は、表 2-9のとおり、浄水場とその水源の概要は、表 2-10のとおりです。

表 2-9 水道事業の変遷（平成17年の合併以降）

名称	給水区域	計画給水人口	計画一人一日 最大給水量	変更内容	適用 年月日
創設 認可	登米市迫町、登米町、中田町、豊里町、米山町、南方町の全域と東和町、石越町、津山町の一部	97,601人	35,862m ³ /日	合併に伴う創設事業	H17. 4. 1
変更 認可 届	石越町駅前地区、東和町山沢・余玉を除く登米市全域と涌谷町小里の一部	88,770人	36,700m ³ /日	登米市簡易水道事業の統合・給水区域の拡張	H19. 4. 1
変更 認可 申請 変更 認可 届	同上	同上	同上	米谷水系・米川水系浄水場へ紫外線処理を導入	H20. 4. 1
	同上	同上	同上	錦織水系浄水場へ膜ろ過処理を導入	H22. 11. 26
変更 認可 申請	同上	81,340人	34,090m ³ /日	合ノ木・大綱木簡易給水施設の統合、保呂羽・石越浄水場へ活性炭処理を導入	H27. 4. 1

出典：『登米市の水道』（登米市上下水道部 令和7年10月閲覧）

表 2-10 登米市の浄水場とその水源の概要

名称	所在地	水源	取水方式	施設能力（水利権）
保呂羽浄水場	登米市登米町 寺池道場80	北上川水系北上川 （表流水）	取水塔、 ポンプ圧送	30,700（31,300） $\text{m}^3/\text{日}$
石越浄水場	登米市石越町 南郷字高森352-1	北上川水系迫川 （表流水）	導水路、 ポンプ圧送	2,100（2,184） $\text{m}^3/\text{日}$
大萱沢浄水場	登米市津山町 横山字大萱沢150-2	大萱沢 （湧水）	集水枠、接合井、 導水管	760 $\text{m}^3/\text{日}$
米川浄水場	登米市東和町 米川字町130-3	北上川水系二股川 （地下水）	浅井戸、 取水ポンプ	1,420 $\text{m}^3/\text{日}$
錦織浄水場	登米市東和町 米谷字大嶺100-2	北上川水系大関川 （伏流水）	浅井戸、 取水ポンプ	850（880） $\text{m}^3/\text{日}$
米谷浄水場	登米市東和町 米谷字大嶺101-2	北上川水系大関川 （地下水）	浅井戸、 取水ポンプ	1,200 $\text{m}^3/\text{日}$
楼台浄水場	登米市東和町 米谷字楼台49-1	北上川水系恩田川 （地下水）	浅井戸、 取水ポンプ	110 $\text{m}^3/\text{日}$
合ノ木浄水場	登米市東和町 米川字合ノ木84-8	北上川水系合ノ木川 （表流水）	取水堰、 自然流下	8 $\text{m}^3/\text{日}$
大綱木浄水場	登米市東和町 米川字大綱木41-2	北上川水系上鱒淵川 （表流水）	取水堰、 自然流下	10 $\text{m}^3/\text{日}$

出典：『登米市の水道』（登米市上下水道部 令和7年10月閲覧）



出典：『登米市の水道』（登米市上下水道部 令和7年10月閲覧）

図 2-8 浄水場の位置

第3節 総合計画における廃棄物処理の施策

1. 計画の体系

登米市総合計画（計画期間：令和8年度～令和17年度）における計画の体系は、以下のとおりです。
 一般廃棄物（ごみ、生活排水）処理に関しては、まちづくりの基本政策『Ⅰ やすらぐまち』の中で政策の分野『社会インフラ・環境』、個別政策『社会基盤の充実』及び『環境保全とゼロカーボンシティ・循環型社会形成の推進』に基本的な施策が示されています。



出典：『第三次登米市総合計画』（令和8年〇月 登米市）

2. 個別施策及びその取組

個別政策「社会基盤の充実」及び「環境保全とゼロカーボンシティ・循環型社会形成の推進」において挙げられている主な政策とその取組の中で、一般廃棄物（ごみ、生活排水）処理に関連のあるものは以下のとおりです。

施策No.28 下水道の整備

- ① 公共下水道施設の計画的な整備
快適で衛生的な生活環境の形成と公共用水域の水質保全を図るため、未整備となっている部分の公共下水道施設を計画的に整備します。
- ② 下水道施設の計画的な施設の維持・更新
施設の長寿命化対策の取組と、計画的な施設の維持・更新を進めます。

施策No.29 自然環境の保全

- ② 水環境の保全
環境美化活動、下水道及び合併浄化槽への接続の推進など、水環境の保全や再生を関係機関との連携により推進し、沼や川の水質改善に取り組みます。

施策No.32 暮らしやすい生活環境づくり

- ② 生活環境の保全
地区の公衆衛生組合と連携した公衆衛生の維持・向上などによる暮らしやすい生活環境づくりに取り組みます。
- ③ 地域と協働した環境美化・維持活動
環境パトロールの強化を行うとともに、地域の一斉清掃やクリーンアップ湖沼群などの協働事業を実施し、地域の環境美化・維持に努めます。

施策No.33 ごみ処理の適正化・資源リサイクルの推進

- ① 4R運動の推進
4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）運動を推進し、ごみの発生及び排出を抑制します。
- ② 資源分別の徹底
普及啓発を行うとともに、ごみ集積所の設置を支援し、ごみ収集体制を充実させ、資源分別の徹底を図ります。
- ③ ごみの減量化
食品ロス削減に向けた普及啓発や団体による資源ごみ回収の奨励などに取り組み、ごみの減量化を図ります。
- ④ 施設の長寿命化
一般廃棄物処理施設の計画的な保守点検及び修繕の実施により、施設の長寿命化に努めます。

3. 代表的な指標と目標値

「社会基盤の充実」及び「環境保全とゼロカーボンシティ・循環型社会形成の推進」において挙げられている主な政策の一般廃棄物（ごみ、生活排水）処理に関連する代表的な指標と目標値は、表 2-11に示すとおりです。

表 2-11 施策の主な成果指標と目標値

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
汚水衛生処理率	74.7%	75.8%	80.1%
市内湖沼の平均COD濃度	12.8mg/L	8.0mg/L	6.0mg/L
市民1人1日当たりのごみ排出量（生活系ごみ）	589g/人/日	550g/人/日	520g/人/日
ごみの再資源化率	25.4%	28.0%	30.0%

出典：『第三次登米市総合計画』（令和8年〇月 登米市）

第4節 環境基本計画における廃棄物処理の施策

1. 計画の体系

第三次登米市環境基本計画（計画期間：令和8年度～令和17年度）における計画の体系は、以下のとおりです。一般廃棄物（ごみ、生活排水）処理に関しては、『基本目標2』の取組方針の中で施策が示されています。

将来像		あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ	
基本目標	取組方針	施策	
基本目標 1 【自然環境】 豊かな自然環境を保全・再生し、未来に継承するため自然と共生するまち	(1) 自然環境の保全と活用	① 自然環境保護活動の推進	② 自然に親しめる空間の創出
	(2) 生物多様性の保全と再生	① 野生動植物の保護管理	② 生物多様性の再生
	(3) 自然と共生する農林業の推進	① 環境保全型農業の推進	② 森林環境の保全
基本目標 2 【生活環境】 安全・安心な生活環境を保全し、循環型社会形成を推進するまち	(1) <u>公害の未然防止</u>	① <u>大気・水質・土壌環境の保全</u>	② 騒音・振動・悪臭対策
	(2) 環境美化の推進	① 不法投棄ごみ処理・未然防止対策	② 地域と協働した環境美化・維持活動
	(3) <u>循環型社会形成の推進</u>	① <u>4R運動の推進</u>	② <u>資源分別の徹底</u>
基本目標 3 【地球環境】 カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するまち	(1) 温室効果ガス排出量の削減	① エネルギー使用量の削減	② 電気自動車等の普及促進
	(2) 再生可能エネルギーの適切な導入	① 再生可能エネルギーの適切な導入	② 省エネや再生可能エネルギーの新技術導入
	(3) 温室効果ガス吸収源の確保	① 森林吸収源の確保	② 農地の吸収源対策
共通事項	(1) 環境教育・学習・活動機会創出	① 環境教育・学習の推進	② 環境活動の推進
	(2) 普及啓発と情報共有の推進	① 環境に関する普及啓発	② 環境に関する情報提供

出典：『第三次登米市環境基本計画』（令和8年〇月 登米市）

2. 生活環境の目標及びその取組

基本目標2【生活環境】「安全・安心な生活環境を保全し、循環型社会形成を推進するまち」において挙げられている主な取組方針と政策で、一般廃棄物（ごみ、生活排水）処理に関連のあるものは以下のとおりです。

取組方針（1）公害の未然防止

- ① 大気・水質・土壌環境の保全
 - ・ 県等の関係機関と連携を強化し、有害物質を使用する施設に対し、必要に応じて監視・指導を実施し、汚染防止に努めます。
 - ・ 市内河川・湖沼の水質調査による監視を実施するとともに、下水道の整備、浄化槽の設置や市民への啓発等により、家庭等から排出される汚濁負荷の低減を図り、水質浄化に努めます。
 - ・ 野焼きによる煙害・悪臭について、野外焼却が原則禁止されていることから、法令遵守の徹底を図っていくほか、例外的に認められたものについても煙害防止の啓発を図っていきます。

取組方針（3）循環型社会形成の推進

- ① 4 R 運動の推進
 - ・ ごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促進するため、最も優先度の高いリフューズ（ごみになるものはもらわない）、リデュース（購入量、使用量を減らす）の浸透に向けて、4 R 運動を推進します。
 - ・ ごみの分別やリユース（再利用する）、リサイクル（再資源化する）の取組を市の施設が率先して実行し、4 R 運動を普及啓発します。
- ② 資源分別の徹底
 - ・ 広報紙やホームページ等を活用して、ごみの出し方・分け方等の情報提供を充実していくとともに、子どもや高齢者、転入者などにとって分かりやすい内容になるよう努めます。
 - ・ 家庭ごみに対しては、ごみ集積所の設置を支援し、ごみ収集体制を充実させるとともに、事業者に対しても啓発を行い、資源分別の徹底を図ります。
- ③ ごみの減量化
 - ・ 食品ロス削減に向けた普及啓発や団体による資源ごみ回収の奨励などに取り組み、ごみの減量化を図ります。
- ④ 一般廃棄物処理施設の適切な管理運営と長寿命化
 - ・ 安全かつ適正なごみ処理及び一層の資源化を促進し持続するため、一般廃棄物処理施設の計画的で適切な管理運営を図ります。
 - ・ 家庭から排出されるし尿や農業集落排水汚泥等を炭化肥料に再生し、園芸や農地等への利用促進を図ります。
 - ・ 一般廃棄物処理施設の計画的な保守点検及び修繕の実施により、施設の長寿命化に努めます。

3. 基本目標の実現に向けた主な指標と目標

「第三次登米市環境基本計画」において挙げられている主な政策の一般廃棄物（ごみ、生活排水）処理に関連する主な指標と目標は、表 2-12に示すとおりです。

表 2-12 施策の主な成果指標と目標値

指標名	目標値	基準 令和6年度	目標 令和17年度
市内湖沼の平均COD濃度	伊豆沼、長沼、平筒沼、機織沼の水質汚濁の指標となるCOD（化学的酸素要求量）濃度の平均値（単年）	12.8mg/L	6.0mg/L
市民1人1日当たりのごみ排出量	生活系ごみ総排出量を人口及び365日で除した率（単年）	589g/人/日	520g/人/日
ごみの再資源化率	集団資源回収・事業者の再資源化量を含むごみの再資源化率（単年）	25.4%	30.0%

出典：『第三次登米市環境基本計画』（令和8年〇月 登米市）

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の現状

ごみ処理の現状は、

図 3-1に示す体系図のとおりです。

ごみの分別区分は、ごみ5区分（①燃やせるごみ、②燃やせないごみ、③粗大ごみ、④埋立ごみ、⑤資源ごみ、さらに資源ごみは17分別（①新聞・広告類、②雑誌・古本類、③ダンボール、④布類、⑤缶類、⑥ビン類、⑦ペットボトル、⑧紙パック、⑨プラスチック類、⑩スプレー缶、⑪紙箱、⑫紙袋・包装紙、⑬小型の金属類、⑭電池類（充電電池含む）、⑮廃食油、⑯使用済小型家電類、⑰蛍光管）の回収を行っています。

燃やせるごみは、クリーンセンターのエネルギー回収推進施設（焼却施設）で処理しています。施設では、燃やせるごみを焼却処理したのち、鉄類、焼却灰、飛灰固化物が排出されます。鉄類は回収業者に売却（資源化）し、焼却灰、飛灰固化物は最終処分（埋立処分）しています。

燃やせないごみ、粗大ごみは、クリーンセンターのマテリアルリサイクル推進施設で処理しています。マテリアルリサイクル推進施設では破碎後、鉄、アルミ、可燃物、不燃物の4種類に選別しています。金属類は回収業者に売却（資源化）し、可燃物は焼却施設で焼却処理し、不燃物は最終処分（埋立処分）しています。

資源ごみである新聞・広告類、雑誌・古本類、ダンボール、布類（衣類）、缶類、ビン類、ペットボトル、紙パック、プラスチック類、スプレー缶、紙箱、紙袋・包装紙、小型の金属類、電池類（充電電池含む）は、再生事業者により資源化しています。

廃食油は、市役所各総合支所、衛生センター、クリーンセンター及び資源化施設に設置した専用回収ボックスで回収、使用済小型家電類は、市役所各総合支所及び市内の協力店舗内に設置した専用回収ボックスで回収、蛍光管は、市役所各総合支所に設置した専用回収ボックスで回収し、再生事業者にて資源化しています。

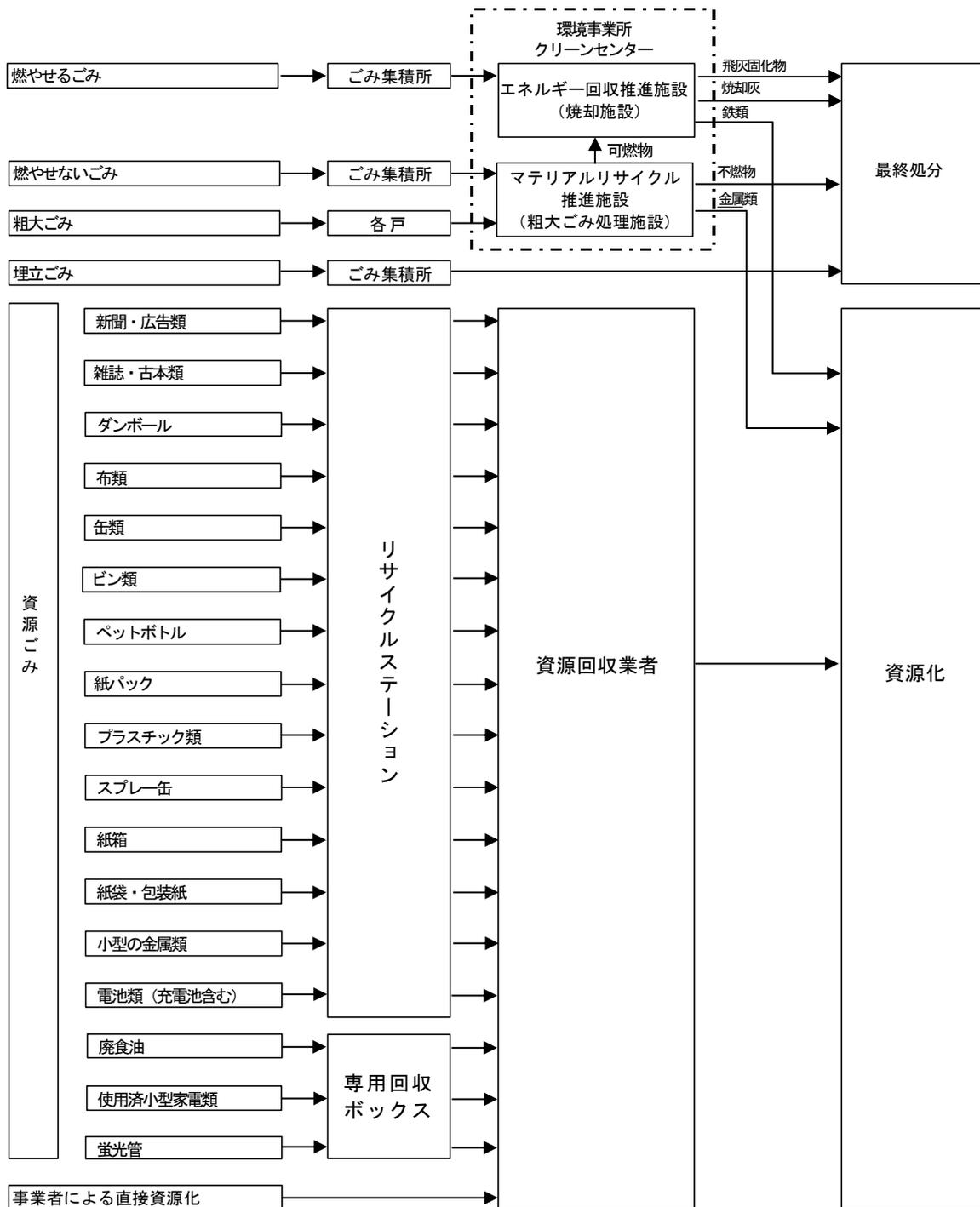


図 3-1 ごみ処理体系

2. ごみ排出量等

(1) ごみ排出量

ごみ排出量は、平成24年度からわずかず減少に転じており令和2年度以降も同様の傾向でしたが、令和4年度にはごみ排出量全体が増えました。生活系ごみをみると、令和2年度以降は毎年2～4％程度減少しています。一方、事業系ごみは、令和4年度に前年比8％程度増加しましたが、それ以降は前年比3～9％程度減少しています。

1人1日当たり排出量は、生活系ごみで令和2年度では609g/人日でしたが、令和6年度は589g/人日で、5年間で20g/人日減少しています。また、令和5年度における1人1日当たり排出量は588g/人日と宮城県平均645g/人日、全国平均592g/人日と比較して少ない状況です。

表 3-1 ごみ排出量等の推移

年 度		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
人 口	人	77,533	76,479	75,120	73,646	72,205	
ごみ排出量	生活系ごみ	t/年	17,169	16,903	16,463	15,821	15,512
	事業系ごみ	t/年	7,672	7,506	8,176	7,415	7,144
	集団回収	t/年	55	14	16	16	14
	合計	t/年	24,896	24,423	24,655	23,252	22,670
1人1日当たり排出量（登米市）※ g/人日		609	606	601	588	589	
1人1日当たり排出量（宮城県）※ g/人日		696	690	680	645	—	
1人1日当たり排出量（全 国）※ g/人日		649	636	620	592	—	

※：一日当たりの排出量は、生活系ごみの値。

※：『住民基本台帳』（各年10月1日現在）

出典：『環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果』

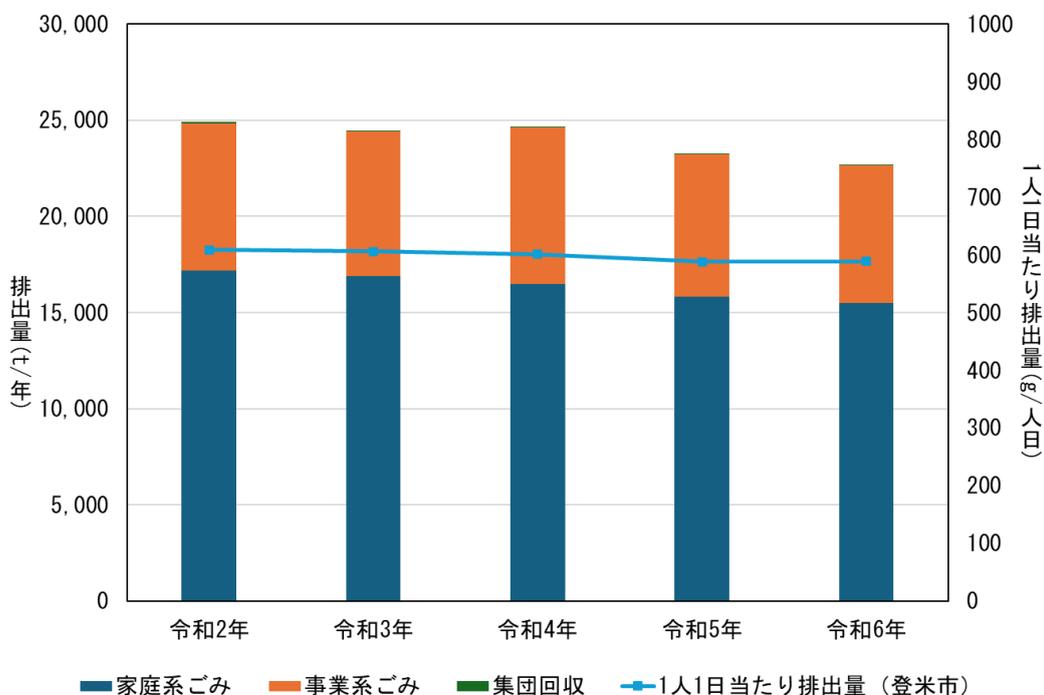


図 3-2 ごみ排出量等の推移

(2) 資源化量

資源化量は、表 3-2に示すとおりです。

資源化率は、令和5年度で25.5%であり全国、宮城県と比較して高い割合となっています。

表 3-2 資源化量

年 度		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
総排出量		t/年	24,896	24,423	24,655	23,252	22,670
資源化量	資源ごみ量	t/年	1,586	1,552	1,590	1,545	1,489
	小型家電回収量	t/年	4	5	6	5	5
	中間処理施設における資源回収量	t/年	639	576	548	427	379
	廃食油回収量	t/年	19	19	19	16	16
	集団回収量	t/年	55	14	16	16	14
	事業者による直接資源化量	t/年	3,601	4,723	5,396	5,267	5,186
	計	t/年	5,904	6,889	7,575	7,276	7,089
再資源化率（登米市）		%	20.7	23.6	25.2	25.5	25.4
再資源化率（宮城県）		%	24.2	24.3	22.8	22.6	-
再資源化率（全 国）		%	20.0	19.9	19.6	19.5	-

※：資源化率（宮城県）及び（全国）は、『環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果』、その他は『登米市資料』より。
但し、宮城県及び全国の資源化率は令和5年度まで公表のため未記載。

3. 収集・運搬

(1) 収集方法

収集方法は、表 3-3に示すとおりです。

分別区分は、ごみ5区分、さらに資源ごみは17分別です。生活系ごみの収集・運搬は、委託により行っています。資源ごみのうち、廃食油については、市役所総合支所、衛生センター、クリーンセンター及び資源化施設に設置した専用回収ボックスで回収、使用済小型家電類は、市役所総合支所等及び市内の協力店舗内に設置した専用回収ボックスで回収、蛍光管は市役所総合支所等に設置した専用回収ボックスで回収し、再生事業者にて資源化しています。

表 3-3 収集方法

分別区分	実施体制	排出場所	排出方法	収集頻度	収集車両
燃やせるごみ	委託	集積所	指定袋	週2回	パッカー車
燃やせないごみ	委託		指定袋	月1回	パッカー車
埋立ごみ	委託		指定袋	月1回	パッカー車
粗大ごみ	委託	各戸	処理券	月1回	平ボディ車
資源ごみ					
新聞・広告類	委託	リサイクルステーション	紐で十字に縛る	月2回	平ボディ車
雑誌・古本類	委託		紐で十字に縛る	月2回	平ボディ車
ダンボール	委託		紐で十字に縛る	月2回	平ボディ車
布類	委託		紐で十字に縛る	月2回	平ボディ車
缶類	委託		専用コンテナ	月2回	平ボディ車
ビン類	委託		専用コンテナ	月2回	平ボディ車
ペットボトル	委託		専用コンテナ	月2回	平ボディ車
紙パック	委託		紐で十字に縛る	月2回	平ボディ車
プラスチック類	委託		専用コンテナ	月2回	平ボディ車
スプレー缶	委託		専用コンテナ	月2回	平ボディ車
紙箱	委託		紐で十字に縛る	月2回	平ボディ車
紙袋・包装紙	委託		紐で十字に縛る	月2回	平ボディ車
小型の金属類	委託		専用コンテナ	月2回	平ボディ車
電池類（充電池含む）	委託		(小型金属類のコンテナ)	月2回	平ボディ車
廃食油	委託		総合支所等	専用回収ボックス	—
使用済小型家電	委託	専用回収ボックス		—	—
蛍光管	委託	専用回収ボックス		—	—

(2) 収集・運搬実績

収集・運搬実績は、表 3-4に示すとおりです。

生活系ごみは、許可業者への委託により各地区のごみ集積所等から収集するか、市民自ら搬入しています。収集・運搬量は、令和6年度は、15,512t/年となっております。減少傾向です。

事業系ごみは、事業者自ら搬入するか、許可業者への委託により搬入されています。事業系ごみの収集・運搬量は令和6年度は、7,144t/年となっております。減少傾向です。

表 3-4 収集・運搬実績

年度		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口	人	77,533	76,479	75,120	73,646	72,205
生活系ごみ	t/年	17,169	16,903	16,463	15,821	15,512
燃やせるごみ	t/年	12,493	12,895	13,011	12,436	12,534
燃やせないごみ	t/年	1,263	1,009	788	686	610
埋立ごみ	t/年	185	171	195	192	190
粗大ごみ	t/年	1,673	1,286	935	1,032	724
資源ごみ	t/年	1,555	1,542	1,534	1,475	1,454
事業系ごみ	t/年	7,672	7,506	8,176	7,415	7,144
燃やせるごみ	t/年	6,795	6,705	6,982	6,713	6,656
燃やせないごみ	t/年	260	251	353	167	155
埋立ごみ	t/年	97	73	43	66	47
粗大ごみ	t/年	426	383	686	357	180
資源ごみ	t/年	94	94	112	112	106
生活系ごみ+事業系ごみ	t/年	24,841	24,409	24,639	23,236	22,656

※ : 集団回収量・災害分は含まない
 出典 : 『環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果』

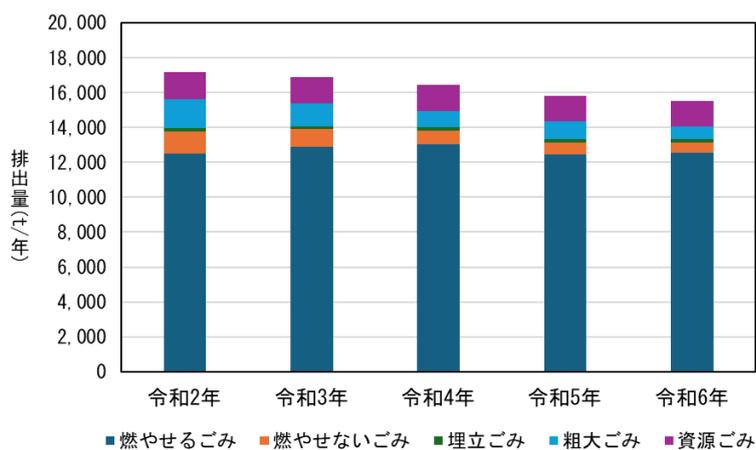


図 3-3 生活系ごみの収集・運搬量

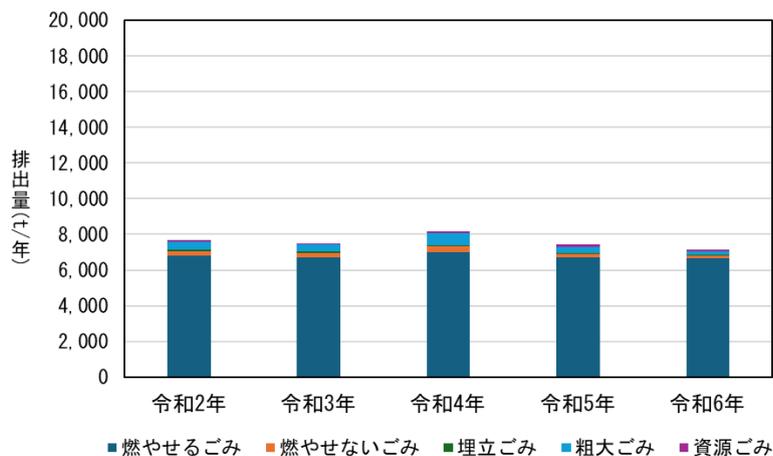


図 3-4 事業系ごみの収集・運搬量

4. 中間処理

(1) 中間処理方法

燃やせるごみは、クリーンセンターエネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）で焼却処理しています。燃やせないごみ、粗大ごみはクリーンセンターに併設されたマテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設等）で、破碎・選別処理しています。

(2) 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要は表 3-5及び表 3-6に示すとおりです。各施設とも、令和元年12月より新たな施設が稼働しています。

表 3-5 エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）の概要

施設名	登米市クリーンセンター エネルギー回収推進施設
所在地	宮城県登米市豊里町笑沢153番地22
稼働開始年	令和元年12月
処理能力	70t/24h (35t/24h×2炉)
処理方式	全連続燃焼式 (24時間運転)
燃焼設備	ストーカ方式焼却炉
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	乾式有害ガス除去・濾過式集じん器
通風設備	平衡通風方式
余熱利用設備	蒸気タービン発電機 (発電能力700kW)

表 3-6 マテリアルリサイクル推進施設 (1)

施設名	登米市クリーンセンター マテリアルリサイクル推進施設
所在地	宮城県登米市豊里町笑沢153番地22
設備名	燃やせないごみ・不燃性粗大ごみ処理設備
処理能力	8 t / 5 h
破碎設備	低速回転式破碎機、高速回転式破碎機
選別設備	鉄、アルミ、可燃物、不燃物の4種類

表 3-6 マテリアルリサイクル推進施設 (2)

施設名	登米市クリーンセンター マテリアルリサイクル推進施設
所在地	宮城県登米市豊里町笑沢153番地22
設備名	可燃性粗大ごみ処理設備
処理能力	8 t / 5 h
破碎設備	油圧剪断式破碎機

(3) 中間処理実績

中間処理実績は、表 3-7及び表 3-8に示すとおりです。

焼却量は、令和 2 年以降は多少の増減があるものの、全体としては横ばい傾向となっています。

焼却処理後、排出されるものは、令和 6 年度においてダスト 2,450t/年（焼却量に対し 12.0%）、鉄分 17t/年（同 0.8%）です。

燃やせないごみ・粗大ごみは、令和 2 年度に 3,625t/年でしたが、令和 6 年度では、1,669t/年に減少しています。搬入される燃やせないごみ・粗大ごみには、新聞、雑誌、ダンボール、鉄、アルミ、ビン類等が混入しており、これらは、搬入時点で回収し資源化しています。令和 6 年度の処理後排出量は、資源 377t/年（搬入量に対する割合 22.6%）、焼却処理する粗大可燃物 828t/年（同 49.6%）、埋立処分する粗大不燃物 409t/年（同 24.5%）です。

表 3-7 焼却処理実績

年度		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	
焼却量		t/年	22,546	20,374	21,966	21,423	20,475
排出量	ダスト	t/年	2,650	2,442	2,585	2,521	2,450
	鉄分	t/年	10	0	16	5	17
	計	t/年	2,660	2,442	2,601	2,526	2,467

表 3-8 燃やせないごみ・粗大ごみ処理実績

年度		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	
搬入量	燃やせないごみ	t/年	1,525	1,299	1,305	853	765
	粗大ごみ	t/年	2,100	1,711	1,939	1,388	904
	計	t/年	3,625	3,010	3,244	2,241	1,669
排出量	粗大不燃物	t/年	816	722	790	569	409
	破碎鉄分	t/年	293	248	243	197	165
	破碎アルミ	t/年	68	62	61	54	47
	古紙 (新聞、雑誌、ダンボール等)	t/年	148	151	121	88	87
	抜取鉄	t/年	113	109	116	81	72
	抜取アルミ	t/年	6	5	6	3	3
	抜取ビン	t/年	1	1	0	1	3
	粗大可燃物	t/年	2,168	1,707	1,817	1,304	828
計	t/年	3,613	3,005	3,154	2,297	1,614	

(4) エネルギーの回収・利用

エネルギー回収推進施設におけるごみの焼却で発生した熱エネルギーをボイラで蒸気として回収し、蒸気タービンにて発電することで施設の使用電力を賄い、余剰電力は売却しています。また、熱エネルギーの一部は場内の給湯にも利用しています。

余剰電力の売却額は、令和4年以降は平均で100万円/月を超える額となっており、収益は市の一般財源の一部となっています。

表 3-9 エネルギー回収施設での発電量等（令和3年度～令和6年度）

年度	発電量 (kwh)	所内使用量 (kwh)	売電量 (kwh)	買電量 (kwh)	売電量 ^{※1} 東北電力より (kwh)	売電額 (円)
令和4年度	5,010,980	3,603,006	1,540,192	132,218	809,656	15,140,562
令和5年度	4,991,390	3,716,867	1,454,379	179,556	722,464	13,510,073
令和6年度	4,893,520	3,666,102	1,465,913	238,495	804,276	15,039,959

※1：バイオマス比率で算出。

表 3-10 エネルギー回収施設での発電量等（令和6年度 月別）

月	発電量 (kwh)	所内使用量 (kwh)	売電量 (kwh)	買電量 (kwh)	売電量 ^{※1} 東北電力より (kwh)	売電額 (円)
4月	387,420	304,231	98,357	15,168	67,630	1,264,681
5月	465,400	324,534	145,676	4,810	55,056	1,029,547
6月	486,290	322,838	163,590	138	98,010	1,832,787
7月	180,710	337,318	150,889	7,497	56,316	1,053,109
8月	447,750	330,381	133,265	15,896	90,676	1,695,641
9月	453,450	319,253	143,030	8,833	92,160	1,723,392
10月	408,260	311,376	117,521	20,637	62,496	1,168,675
11月	174,550	232,068	11,438	68,956	5,760	107,712
12月	393,290	301,495	109,393	17,598	75,888	1,419,105
1月	507,790	334,912	173,057	179	66,960	1,252,152
2月	297,050	254,451	91,636	49,037	32,256	603,187
3月	391,560	293,245	128,061	29,746	101,068	1,889,971
計	4,893,520	3,666,102	1,465,913	238,495	804,276	15,039,959

※1：バイオマス比率で算出。

5. 最終処分

(1) 最終処分方法

最終処分方法は、埋立処分です。

(2) 最終処分場の概要

第2最終処分場の概要は、表 3-11に示すとおりです。最終処分場は、平成29年に供用を開始しました。

表 3-11 最終処分場の概要

名称	登米市一般廃棄物第2最終処分場
所在地	宮城県登米市豊里町笑沢153番地20地内
供用開始	平成29年2月
埋立容量	100,000m ³
埋立対象物	焼却灰、不燃物
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立構造	準好気性埋立

(3) 最終処分実績

最終処分実績は、表 3-12に示すとおりです。

最終処分量は再資源化等により減少傾向にありますが、最終処分率は上昇傾向にあります。

表 3-12 最終処分量の推移

年度		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
直接埋立（埋立ごみ）	t/年	282	244	239	258	239
可燃埋立（焼却残渣）	t/年	2,904	2,442	2,584	2,521	2,450
粗大埋立（不燃残渣）	t/年	827	725	796	576	416
計	t/年	4,013	3,411	3,619	3,355	3,105
最終処分率	%	9.6	11.7	13.9	17.5	19.6

6. 死亡したペット、駆除した有害獣専用の小型焼却炉

死亡したペット、駆除した有害獣専用の小型焼却炉については、令和元年12月に稼働したエネルギー回収推進施設に併設し、運用を始めています。

処理量は9月から11月の秋季に多い傾向があり、年間の総処理実績は処理件数、処理量とも令和2年度以降、おおむね横ばいとなっています。

表 3-13 小型焼却炉での処理実績

年度	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	件	kg								
4月	127	620.2	132	558.3	127	615.8	129	623.0	128	603.2
5月	122	642.6	104	511.5	121	610.4	104	443.1	147	718.0
6月	78	504.7	110	505.5	140	732.9	138	1,029.6	132	710.3
7月	126	567.6	141	493.6	82	310.6	69	352.4	121	605.0
8月	175	821.2	145	591.6	145	620.8	126	578.4	105	324.7
9月	120	649.2	159	679.7	178	1,049.9	150	537.7	131	861.9
10月	201	1,411.0	188	1,321.6	183	1,327.3	156	1,094.9	152	839.3
11月	196	1,108.2	152	1,150.6	115	913.9	99	643.6	171	1,174.9
12月	92	586.7	120	778.9	117	718.8	134	648.6	139	677.8
1月	95	560.1	99	396.5	64	428.7	56	433.1	84	511.2
2月	129	580.7	92	554.7	92	376.4	81	400.6	68	223.9
3月	142	630.6	128	689.2	133	709.5	105	427.7	120	615.1
計	1,603	8,682.8	1,570	8,231.7	1,497	8,415.0	1,347	7,212.7	1,498	7,865.3



図 3-5 小型焼却炉における年間の処理実績の推移

7. 温室効果ガス排出量

クリーンセンターの稼働に係る電力や燃料の使用、廃棄物の焼却及び廃棄物の埋立による温室効果ガス排出量は、表 3-14に示すとおりです。

表 3-14 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
排出量	t-CO ₂ /年	7,069	8,456	8,327	8,016
	t-CH ₄ /年	77	81	76	70
	t-N ₂ O/年	0.77	0.83	0.81	0.78

※：現施設で通年のデータがある令和3年度から集計。

※：算定方法は『温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver.6.0』

(令和7年3月 環境省・経済産業省)による。

8. ごみ処理経費

ごみ処理にかかった経費は、表 3-15に示すとおりです。

令和6年度において、市民1人当たり約10,400円、ごみ1トン当たり約32,800円です。

表 3-15 ごみ処理経費

年度			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
修繕費	施設	千円	0	0	129,225	93,826	173,734
	ボイラ	千円	0	92,400	0	148,280	0
	計	千円	0	92,400	129,225	242,106	173,734
処理及び 維持管理 費	人件費	千円	294,609	303,615	315,844	339,126	360,800
	収集運搬費	千円	100,798	100,177	100,177	96,440	96,424
	中間処理費	千円	32,932	34,421	34,623	34,211	35,844
	最終処分費	千円	1,012	907	2,365	770	0
	その他	千円	58,813	66,831	73,046	88,118	77,156
	計	千円	488,164	505,951	526,055	558,665	570,224
合計		千円	488,164	598,351	655,280	800,771	743,958
人口		人	76,192	75,628	74,228	72,754	71,370
1人当たりの費用		円/人	6,407	7,912	8,828	11,001	10,424
総ごみ総排出量		t	24,841	24,409	24,639	23,236	22,656
ごみ1トン当たりの費用		円/t	19,652	24,514	23,149	34,463	32,837

※：修繕費は、エネルギー回収施設及びマテリアルリサイクル施設の修繕費の計。

※：集団回収量は含まない。

9. ごみ処理の現状における課題

(1) 4R運動の推進

環境アンケートの調査等では4R運動の認知度が高くはない状況にあることから、4R運動を普及啓発する必要があります。

(2) ごみの減量化・資源化の推進

排出されたごみに、資源化できるプラスチック類・紙類・ペットボトル等が混入している状況にあることから、循環型社会形成を目指し、ごみの減量化・資源化に対する市民意識の向上を図るため、ごみの分別方法等の普及啓発が必要となっています。

(3) ごみ処理の適正化

令和7年度からリチウム電池や加熱式たばこ等の回収を開始しましたが、充電電池等は発火の恐れがあり危険性が高いことから、適正な排出について注意喚起が必要です。

(4) 食品ロスの削減

食材の買いすぎ等で発生する食品ロスを削減するため、各総合支所に回収ボックスを設置してフードドライブに取り組んでいますが、認知度が低い状況にあることから、フードドライブの普及啓発が必要となっています。

(5) 資源ごみ回収報奨金・ごみ集積所設置費補助金の活用促進

資源ごみ回収報奨金・ごみ集積所設置費補助金の申請者が減少していることから、報奨金等の普及啓発を図る必要があります。

(6) 施設の長寿命化

施設維持費が増加傾向にあることから、計画的に保守点検及び修繕に取り組み、施設の長寿命化による長期的な施設維持費の削減を図る必要があります。

第2節 ごみ処理の基本方針

ごみ処理の基本方針は、次のとおりとします。

循環型社会形成を目指し、ごみの減量化・資源化を推進します

市民、事業者、行政が協働して、4 R運動（リデュース・リデュース・リユース・リサイクル）などの普及啓発により、ごみの減量化・資源化に対する市民意識の向上を図り、循環型社会形成を目指します。具体的には、以下の4項目について実施します。

1. 4 R運動の推進

4 R運動を普及啓発し、ごみの発生・排出を抑制します

2. 資源分別の徹底

プラスチックごみなどの適正な分別・処理について普及啓発し、資源化を推進します

3. ごみ減量化

食品ロスや資源回収などに関する普及啓発に取り組み、ごみの減量化を図ります

4. 施設の長寿命化

施設の計画的な保守点検・修繕に取り組み、施設の長寿命化を図ります

第3節 ごみ排出量等の将来推計

1. ごみ排出量予測

現状の傾向で推移した場合のごみ排出量の予測は、表 3-16および図 3-6に示すとおりです。

対策なしの場合は、資源化率については目標年度である令和17年度で30.7%と改善が見込まれるものの、生活系ごみの1人1日当たりの排出量は微増と予測しました。このため、第4節で設定したごみ処理の目標を達成するため、基本計画を定めて必要な施策を講じていきます。

表 3-16 ごみ排出量の予測

年 度		実績		予測		
		令和6年度	令和12年度	令和17年度		
人 口※1		人	72,205	63,390	58,371	
総排出量	排出量	生活系ごみ	t/年	15,512	13,648	12,718
		事業系ごみ	t/年	7,144	6,737	6,267
		計	t/年	22,656	20,385	18,985
	集団回収	t/年	14	13	9	
	合計	t/年	22,670	20,398	18,994	
生活系ごみの1人1日当たり排出量		g/人日	589	590	595	
資源化率		%	25.4	28.4	30.7	

出典：令和6年度の値は『登米市資料』より

※1：令和6年度は『住民基本台帳』の値、令和12年度及び令和17年度は『日本の地域別将来推計人口』（令和5年12月 国立社会保障・人口問題研究所）の推計値。

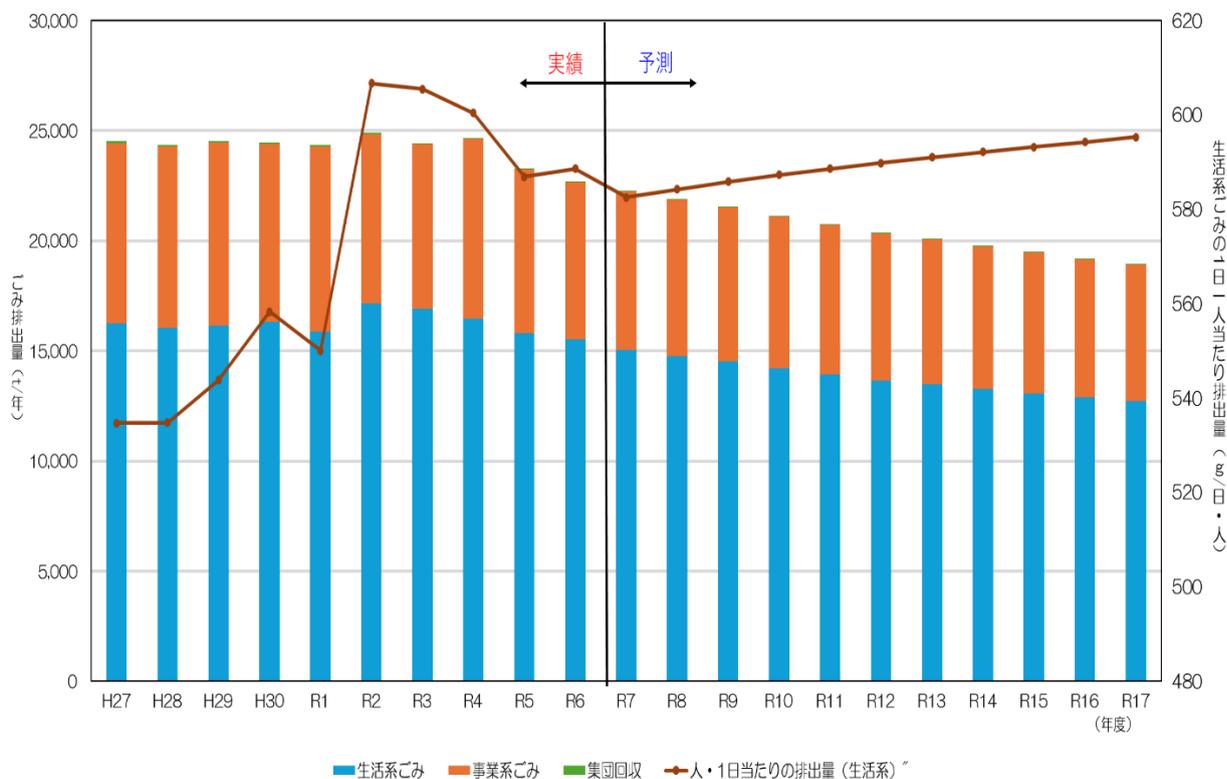


図 3-6 ごみ排出量の予測（現状の傾向での推移として）

第4節 ごみ処理の目標

ごみ処理の目標は、市民、事業者、行政の協働のもと、適切にごみ処理に対する市民意識の向上を図るとともに、4R運動などの推進により、ごみの減量化・資源化の強化に取り組むこととし、表 3-17に示すとおり設定します。

表 3-17 ごみ処理の目標

指標項目	指標の説明	単位	現状値	中間目標値	目標値
			令和6年度	令和12年度	令和17年度
市民1人1日当たりのごみ排出量 (生活系ごみ)	市内の生活系のごみ処理量(t)を総人口と年間の日数で割ったごみの排出量	g/人/日	589	550	520
ごみの再資源化率	集団資源回収・事業者の再資源化量を含むごみの再資源化率	%	25.4	28.0	30.0

出典：『第三次登米市総合計画』（令和8年〇月 登米市）

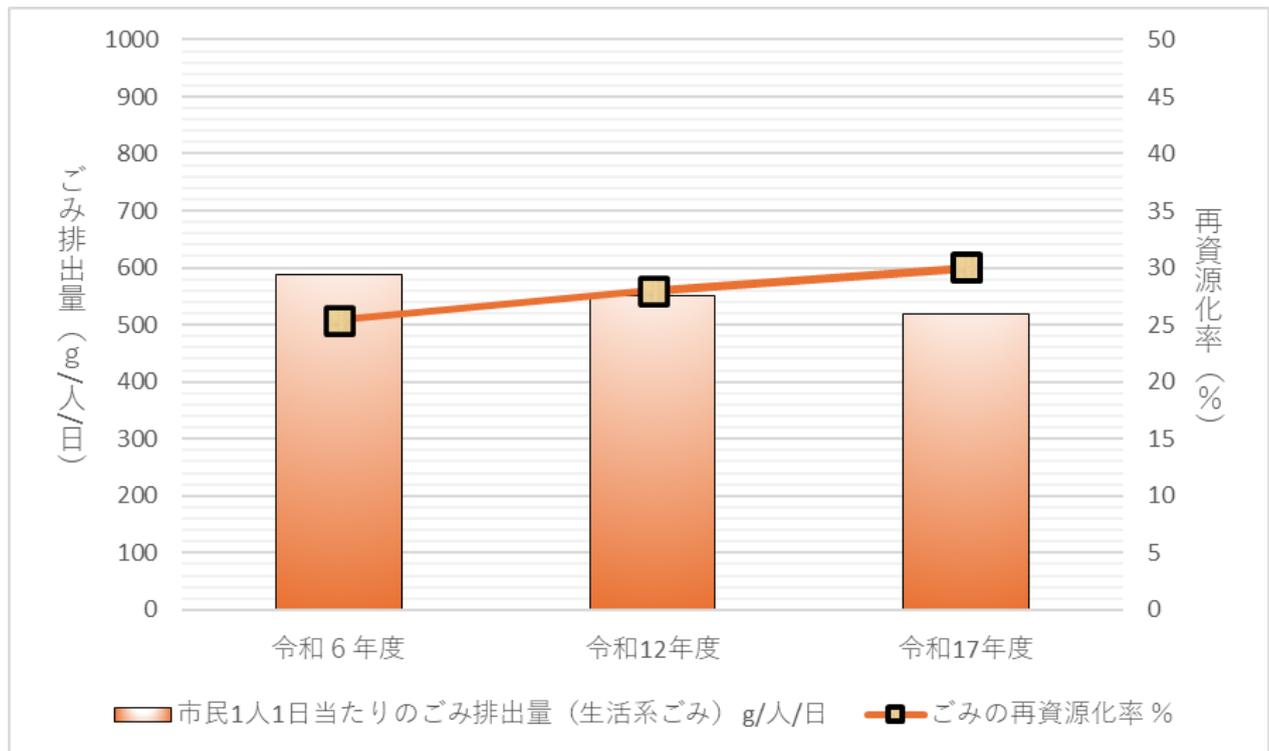


図 3-7 ごみ処理の目標

第5節 目標達成のための施策

ごみ処理の目標達成のため、下記の施策に取り組んでいきます。

1. 4R運動の推進

4R運動を推進するため市の施設でも率先して実行するとともに、幅広く市民や事業者などに4R運動への取り組みを呼びかけていきます。

- (1) **R e f u s e** (リフューズ) いらないものは断る
 - ・ レジ袋は断り、マイバックなどを活用しましょう。
 - ・ 過剰包装は断り、簡易包装に協力しましょう。
- (2) **R e d u c e** (リデュース) 減らす
 - ・ 必要な量だけ買うようにしましょう。
 - ・ 詰替製品を使用しましょう。
- (3) **R e u s e** (リユース) 再利用する
 - ・ 修理などをして長く大事に使いましょう。
 - ・ フリーマーケット、バザーなどを活用しましょう。
- (4) **R e c y c l e** (リサイクル) 再資源化する
 - ・ 資源になるものは、分別ルールに従って排出しましょう。
 - ・ 再生紙を使った製品を選んで資源を大事にしましょう。

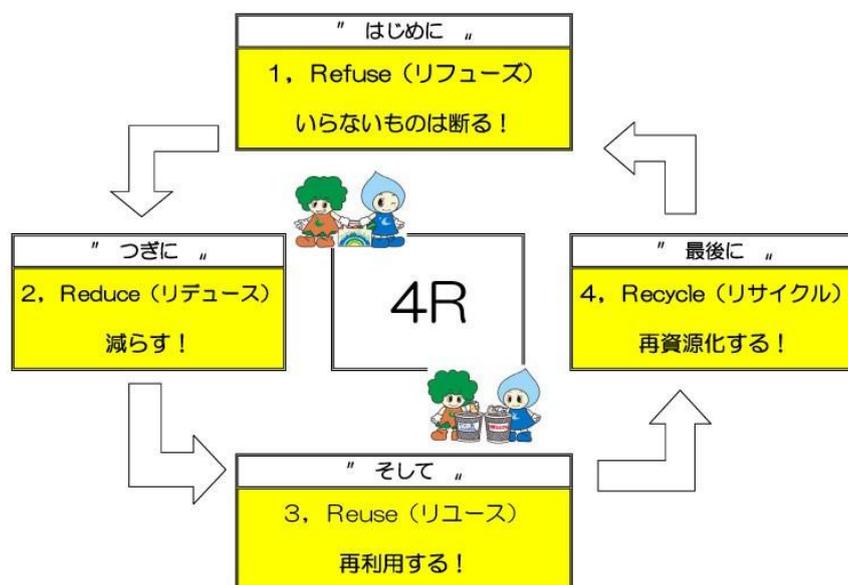


図 3-8 4Rの推進

2. 資源分別の徹底

- ・出張市役所や収集カレンダー、広報紙等を活用して、子どもや高齢者、転入者などにとって分かりやすいごみの出し方・分け方等の情報提供となるよう内容を充実させていきます。
- ・カーボンニュートラルの実現に向け、プラスチック類の資源化について普及啓発し、温室効果ガス排出の削減を図ります。

3. ごみ減量化

- ・家庭等で食べきれない食品を福祉団体などへ提供するフードドライブに取り組み、食品ロスの削減を図ります。
- ・資源ごみ回収報奨金の普及啓発を図り、町内会等による資源ごみ回収を奨励し、ごみの減量化を図ります。

4. 施設の適切な管理運営と長寿命化

- ・安全かつ適正なごみ処理を安定的に実施するため、施設の計画的で適切な管理運営を図ります。
- ・ごみの減量化により施設の負担を軽減しながら、計画的な保守点検及び修繕の実施により、施設の長寿命化を図ります。

第6節 ごみ処理基本計画

1. 処理対象ごみ

処理対象ごみは、次のとおりとします。

- ・ 家庭から排出される一般廃棄物
- ・ 事業所から排出される一般廃棄物

2. ごみ処理体制

ごみ処理体制は、表 3-18に示すとおり、収集・運搬、中間処理、最終処分は委託とします。

表 3-18 ごみ処理体制

区 分	実施主体	実施体制
収集・運搬	本市	委託
中間処理	本市	委託
最終処分	本市	委託

3. ごみ処理フロー

ごみ処理フローは、図 3-9に示すとおりです。

ごみの分別区分は、ごみ5区分（①燃やせるごみ、②燃やせないごみ、③埋立ごみ、④粗大ごみ、⑤資源ごみ、さらに資源ごみは17分別（①新聞・広告類、②雑誌・古本類、③ダンボール、④布類（衣類）、⑤缶類、⑥ビン類、⑦ペットボトル、⑧紙パック、⑨プラスチック類、⑩スプレー缶、⑪紙箱、⑫紙袋・包装紙、⑬小型の金属類、⑭電池類（充電電池含む）、⑮廃食油、⑯使用済小型家電類、⑰蛍光管の回収を行います。

燃やせるごみは、クリーンセンター（焼却施設）で処理します。焼却処理したのち鉄類、焼却灰、飛灰固化物が排出されます。鉄類は回収業者に売却（資源化）し、焼却灰、飛灰固化物は最終処分場に（埋立処分）します。

燃やせないごみ、粗大ごみは、クリーンセンターのマテリアルリサイクル推進施設で処理します。マテリアルリサイクル推進施設では破碎後、鉄、アルミ、可燃物、不燃物の4種類に選別して、金属類は回収業者に売却（資源化）し、可燃物は焼却施設で焼却処理し、不燃物は最終処分場に（埋立処分）します。

資源ごみである新聞・広告類、雑誌・古本類、ダンボール、布類（衣類）、缶類、ビン類、ペットボトル、紙パック、プラスチック類、スプレー缶、紙箱、紙袋・包装紙、小型の金属類、電池類（充電電池含む）は、再生事業者により資源化します。

廃食油は、市役所各総合支所、衛生センター、クリーンセンター及び資源化施設に設置した専用回収ボックスで回収、使用済小型家電類は、市役所各総合支所及び市内の協力店舗内に設置した専用回収ボックスで回収、蛍光管は、市役所各総合支所に設置した専用回収ボックスで回収し、再生事業者にて資源化されます。

今後ごみの減量化・資源化を推進するため、資源分別回収が可能な品目を検討していきます。

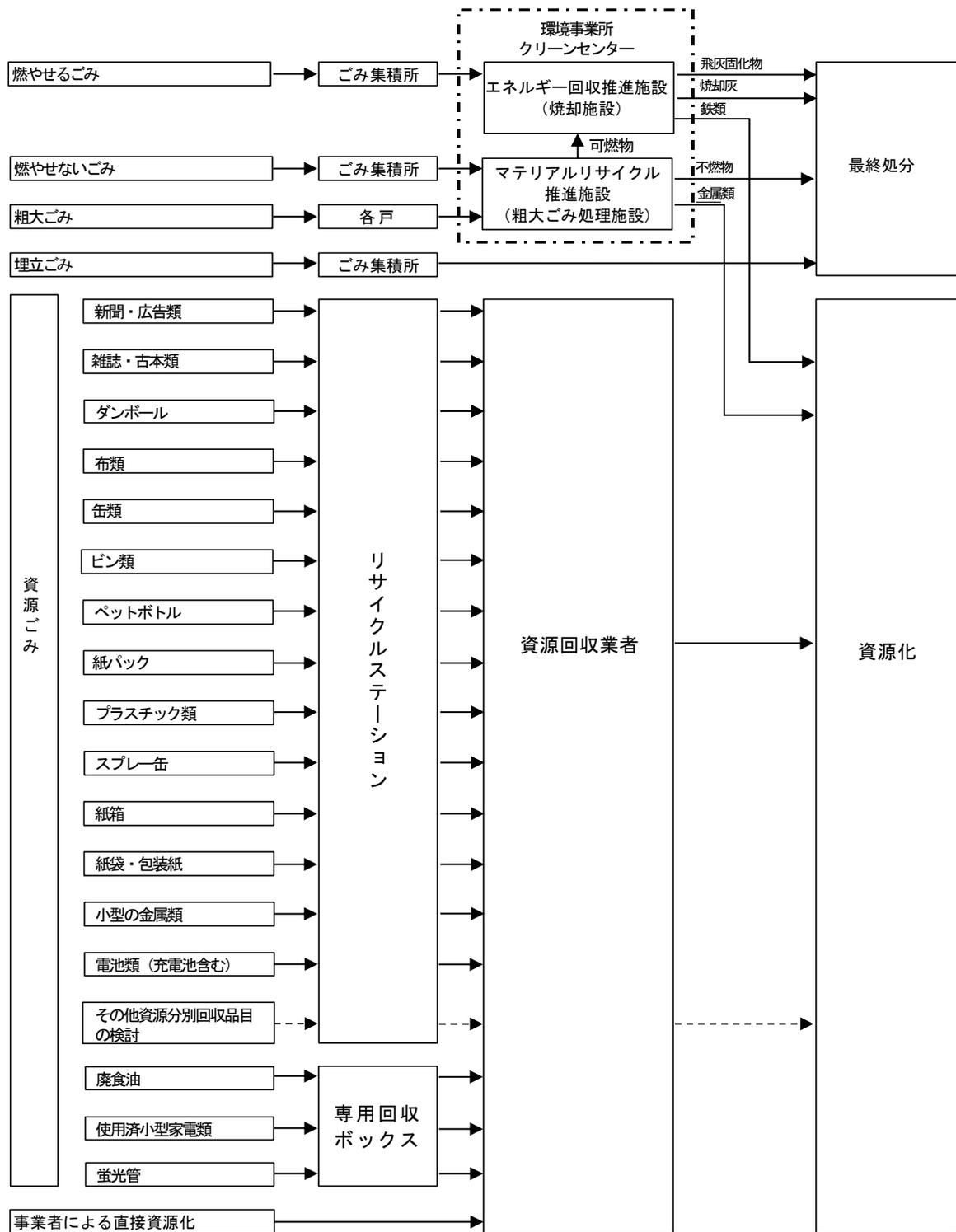


図 3-9 将来のごみ処理フロー

4. 市民・事業者・市の役割

(1) 市民の役割

市民一人ひとりがごみの排出者であり循環型社会形成の担い手であることから、ごみの減量化・資源化を図るため、4R（リフューズ：いらぬものは断る・リデュース：減らす・リユース：再利用する・リサイクル：再資源化する）に取り組みます。

- ・ 詰替製品、資源再生品の使用推進
- ・ マイバック、カゴ等の活用
- ・ 資源ごみの集団回収、拠点回収への参加
- ・ 環境美化活動、環境教育等への参加
- ・ フリーマーケット、リサイクルショップの活用
- ・ 生ごみの水切り、たい肥化によるごみの減量
- ・ 食材の食べきり、使いきりの推進
- ・ フードドライブへの協力

(2) 事業者の役割

事業者は、廃棄物処理法に基づく自己処理責任の原則のもと、ごみ処理の適正化・減量化・資源化を図ります。

- ・ 事業系一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理
- ・ 事業系資源ごみの処理推進
- ・ マイバック、カゴ等の利用推進
- ・ 資源ごみ店頭回収の推進
- ・ 過剰包装の自粛
- ・ 環境美化活動、環境教育等への参加

(3) 市の役割

市は、各主体と相互に連携・協力を図りながら、ごみの減量化・資源化に関する施策やごみの適正処理を推進し、循環型社会の形成を推進します。

- ・ 4R運動の普及啓発
- ・ ごみ処理、分別等に関する情報提供、普及啓発
- ・ 資源ごみ回収の推進
- ・ プラスチック類資源化の推進
- ・ 食品ロス削減の推進
- ・ リチウム電池等の適正な回収処理
- ・ ごみ集積所設置費補助金の普及啓発
- ・ 資源ごみ回収報奨金の普及啓発
- ・ 施設の計画的な保守点検、修繕
- ・ 事業者への排出指導
- ・ 収集運搬等許可業者への排出指導

ごみの発生及び排出抑制を推進するため、以上の事項について取り組んでいきます。

5. 収集・運搬計画

市民の利便性、収集環境の保全、効率的な収集運搬体制を確保するものとします。

(1) 収集運搬方法

生活系ごみは、分別区分に従ってごみ集積所等に排出されたごみを、市が許可業者への委託により収集運搬するか、排出者自らの直接搬入とします。

事業系ごみは、許可業者への委託によりによる収集運搬するか、排出者自らの直接搬入とします。

(2) 分別区分

ごみの分別区分は、表 3-19に示すとおり、ごみは5区分、さらに資源ごみは17分別とします。なお、資源分別排出の普及啓発を図るとともに、より一層資源化を推進するために、新たな回収品目を検討していきます。

表 3-19 分別区分

1. 燃やせるごみ	
2. 燃やせないごみ	
3. 埋立ごみ	
4. 粗大ごみ	
5. 資源ごみ	①新聞・広告類、②雑誌・古本類、③ダンボール、④布類（衣類）、⑤缶類、⑥ビン類、⑦ペットボトル、⑧紙パック、⑨プラスチック類、⑩スプレー缶、⑪紙箱、⑫紙袋・包装紙、⑬小型の金属類、⑭電池類（充電電池含む）⑮廃食油、⑯使用済小型家電類、⑰蛍光管

(3) 排出方法

燃やせるごみ、燃やせないごみ、埋立ごみの排出方法は、ごみ減量化の推進、受益者負担の適正化、排出者の環境配慮意識の向上等を図るため指定袋とし、粗大ごみは粗大ごみ処理券の貼付けとし、引き続きごみ処理有料化を継続します。

資源ごみの排出方法は、分別を徹底するため紙類・布類を除き専用コンテナとします。

(4) 排出場所

燃やせるごみ、燃やせないごみ、埋立ごみの排出場所は、ごみ集積所とし、資源ごみの排出場所は、資源回収の効率性を考慮してリサイクルステーションとします。粗大ごみについては、事前申込制による各戸収集とします。

【ごみ集積所設置費補助金制度】

ごみ集積所周辺の生活環境の保全、ごみ収集効率向上のため、ごみ集積所を新設または全面改築する町内会等に対して補助金を交付します。

(5) 収集回数

収集頻度については、表 3-20に示すとおりとします。今後、ごみ排出量等の変化に応じて、適正な収集回数を検討していきます。

表 3-20 分別区分と排出方法

分別区分	実施体制	排出場所	排出方法	収集頻度	収集車両
燃やせるごみ	委託	集積所	指定袋	週2回	パッカー車
燃やせないごみ	委託		指定袋	月1回	パッカー車
埋立ごみ	委託		指定袋	月1回	パッカー車
粗大ごみ	委託	各戸	処理券	月1回	平ボディ車
資源ごみ					
新聞・広告類	委託	リサイクルステーション	紐で十字に縛る	月2回	平ボディ車
雑誌・古本類	委託		紐で十字に縛る	月2回	平ボディ車
ダンボール	委託		紐で十字に縛る	月2回	平ボディ車
布類	委託		紐で十字に縛る	月2回	平ボディ車
缶類	委託		専用コンテナ	月2回	平ボディ車
ビン類	委託		専用コンテナ	月2回	平ボディ車
ペットボトル	委託		専用コンテナ	月2回	平ボディ車
紙パック	委託		紐で十字に縛る	月2回	平ボディ車
プラスチック類	委託		専用コンテナ	月2回	平ボディ車
スプレー缶	委託		専用コンテナ	月2回	平ボディ車
紙箱	委託		紐で十字に縛る	月2回	平ボディ車
紙袋・包装紙	委託		紐で十字に縛る	月2回	平ボディ車
小型の金属類	委託		専用コンテナ	月2回	平ボディ車
電池類（充電池含む）	委託		(小型金属類のコンテナ)	月2回	平ボディ車
廃食用油	委託		総合支所等	専用回収ボックス	—
使用済小型家電	委託	専用回収ボックス		—	—
蛍光管	委託	専用回収ボックス		—	—

(6) 収集運搬量

収集運搬量は、表 3-21に示すとおりです。

表 3-21 収集運搬量

年 度		実績	予測	
		令和6年度	令和12年度	令和17年度
人口	人	72,205	63,390	58,371
生活系ごみ	t/年	15,512	13,648	12,718
	燃やせるごみ	12,534	11,143	10,553
	燃やせないごみ	610	422	265
	埋立ごみ	190	154	141
	粗大ごみ	724	733	678
	資源ごみ	1,454	1,196	1,081
事業系ごみ	t/年	7,144	6,737	6,267
	燃やせるごみ	6,656	6,139	5,742
	燃やせないごみ	155	104	41
	埋立ごみ	47	57	57
	粗大ごみ	180	347	342
	資源ごみ	106	90	85
生活系ごみ+事業系ごみ	t/年	22,656	20,385	18,985

6. 中間処理

排出されたごみを適切に中間処理し資源化を促進するとともに、最終処分量を極力削減します。

(1) 中間処理対象物

中間処理対象物は、以下のとおりとします。なお、資源ごみは、民間事業者に売却します。

- ①燃やせるごみ
- ②燃やせないごみ
- ③粗大ごみ

(2) 中間処理方法

中間処理方法は、以下のとおりとします。

燃やせるごみ、可燃性粗大ごみは、エネルギー回収推進施設で焼却処理（熱回収）します。なお、焼却処理に伴って発生する熱を回収し、積極的に有効利用します。

燃やせないごみ、不燃性粗大ごみは、破碎・選別処理によって、金属類、可燃物、不燃物に選別します。鉄、アルミ等の金属類は売却（資源化）し、可燃物はエネルギー回収推進施設で焼却処理（熱回収）し、不燃物は埋立処分します。



(3) 中間処理量

中間処理量は、表 3-22及び表 3-23に示すとおりです。

表 3-22 焼却処理量

年 度		実績	予測		
		令和6年度	令和12年度	令和17年度	
焼却量	t/年	20,475	19,429	18,386	
搬出量	ダスト	t/年	2,450	2,348	2,278
	鉄分	t/年	17	20	23
	計	t/年	2,467	2,368	2,301

表 3-23 粗大ごみ処理量

年 度		実績	予測		
		令和6年度	令和12年度	令和17年度	
搬入量	燃やせないごみ	t/年	765	654	400
	粗大ごみ	t/年	904	1,188	1,162
	計	t/年	1,669	1,842	1,562
搬出量	粗大不燃物	t/年	409	411	330
	破碎鉄分	t/年	165	166	156
	破碎アルミ	t/年	47	68	75
	古紙	t/年	87	89	74
	抜取鉄	t/年	72	54	41
	抜取アルミ	t/年	3	3	2
	抜取ビン	t/年	3	0	0
	粗大可燃物	t/年	828	676	429
計	t/年	1,614	1,467	1,107	

7. 施設整備

ごみ処理を安定して安全かつ適正に実施するため、令和元年度より新しいエネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）とマテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設等）の供用を開始しました。

本市では、これらの施設を計画的に保守点検及び修繕に取り組み、施設の長寿命化による長期的な施設維持費の縮減を図っていきます。

8. 最終処分計画

中間処理等によって、減量化、減容化、無害化したごみを安全に処理するため、最終処分場の適正な維持管理を実施します。また、ごみ減量化を推進し最終処分量を極力減量化していきます。

(1) 最終処分方法

最終処分方法は、埋立処分とします。

(2) 最終処分対象物

最終処分対象物は、次のとおりとします。

- ①埋立ごみ
- ②焼却灰
- ③不燃物

(3) 最終処分量

最終処分量の見込みは、表 3-24に示すとおりです。

表 3-24 埋立処分量

年 度		実績	予測	
		令和6年度	令和12年度	令和17年度
埋立ごみ	t/年	239	222	214
可燃埋立（焼却灰）	t/年	2,450	2,239	2,150
粗大埋立（不燃物）	t/年	416	389	340
計	t/年	3,105	2,850	2,704
最終処分率	%	19.6	23.3	25.6

(4) 施設整備

平成29年に供用を開始した第2最終処分場の適正な維持管理に努めます。

9. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害により発生した廃棄物は、一般廃棄物として「災害廃棄物処理計画」により、生活環境保全及び公衆衛生上支障のない方法で迅速に、かつ現有の人員、機材及び処理施設で対応することを基本とします。特に甚大な被害の場合は、市役所内他部局、県、他自治体及び廃棄物関係団体に対し応援を求め、緊急事態に対処します。

(2) 不法投棄対策

公衆衛生組合や町内会等と一体となった普及啓発により、分別排出の徹底を推進するとともに、環境パトロールによる指導、県等関係機関との連携によるパトロールの強化や啓発看板の設置などを行い、不法投棄の防止を図ります。

(3) 進行管理

本計画における目標と各施策を実施していくため、年度ごとに実施計画を策定し、年度ごとのごみ処理の状況や施策の実施について定めます。今後は、各施策の進捗状況や効果などについて定期的に評価した上で対応を講じるなど、計画の適正かつ円滑な進行管理を図ることが必要なため、ごみ処理基本計画についてPlan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、自らの一般廃棄物処理計画の点検、見直し評価を継続的に行います。

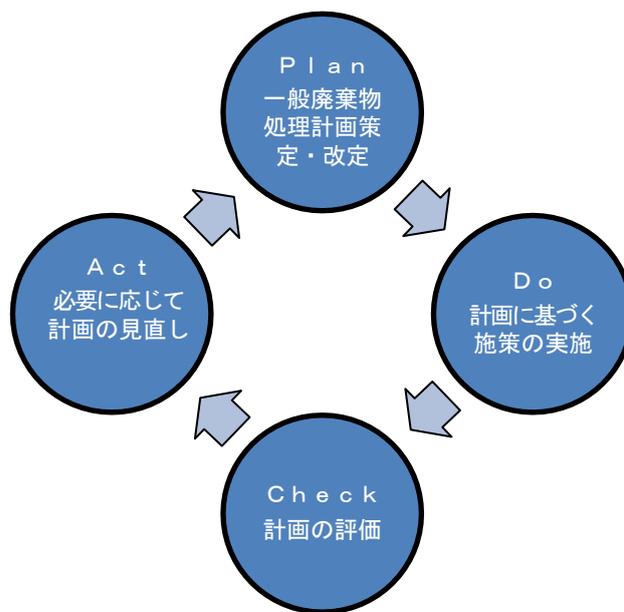


図 3-10 計画の進行管理

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理の現状

生活排水処理の現状を示す処理体系は、図 4-1に示すとおりです。

本市の集合処理区域においては公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、それ以外の地域については合併処理浄化槽の導入と、地域の実情等に応じた事業手法により積極的に整備を進めてきました。

また、本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥については、衛生センター（汚泥再生処理センター）において炭化肥料への再生処理を行っています。

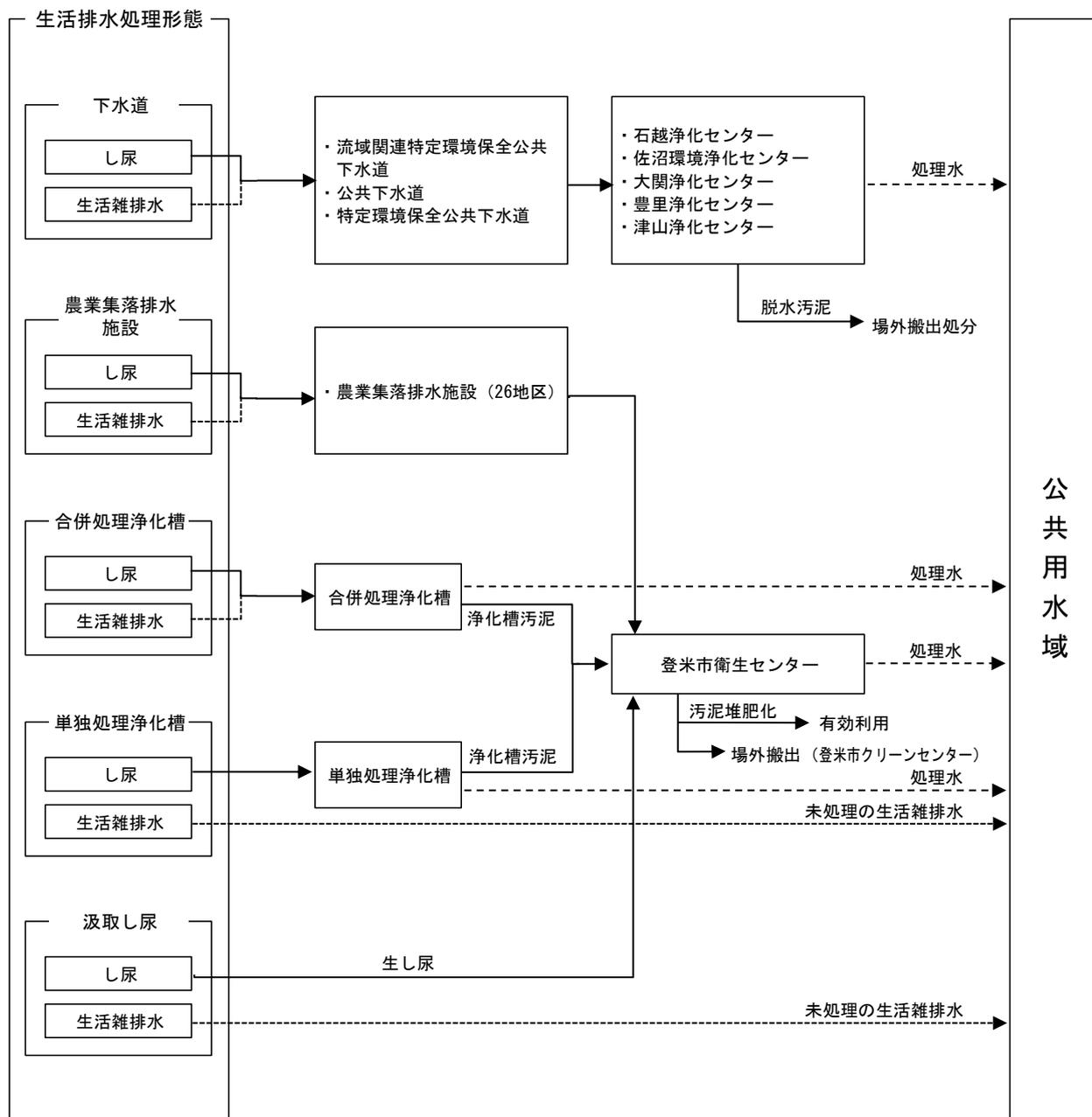


図 4-1 生活排水処理体系

2. 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別の人口の推移は表 4-1に示すとおりです。処理人口は減少傾向にあります。

表 4-1 処理形態別人口の推移

年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
計画処理区域内人口（行政区域内人口）	77,533	76,479	75,120	73,646	72,205
水洗化・生活雑排水処理人口	53,501	53,481	53,339	53,001	52,627
合併処理浄化槽	11,539	11,709	11,653	11,604	11,580
下水道*	27,728	27,729	27,835	27,770	27,599
農業集落排水	14,234	14,043	13,851	13,627	13,448
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	6,289	5,701	4,852	4,563	4,436
非水洗化人口（汲み取り）	17,743	17,297	16,929	16,082	15,142

※：特定環境保全公共下水道処理及び農業集落排水処理の人口を含む。

出典：『環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果』

3. し尿・及び汚泥の排出状況

(1) し尿等収集区域の範囲及び収集運搬の状況

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、市全域を対象に廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者により行われています。なお、登米市浄化槽整備推進事業（市設置型）では、公共下水道の使用料金に準じた使用料を排出者に負担いただいています。

表 4-2 し尿等収集運搬の状況

区 分	し尿	浄化槽汚泥
収集業者	市内許可業者	市内許可業者
収集方法	排出者が衛生センターに申し込み	管理者が許可業者に申し込み
処理手数料	基本料金（100L迄）：1,250円/回 100Lを超え10L毎：125円	10Lあたり7円

(2) し尿及び汚泥の排出（収集）状況

し尿及び浄化槽汚泥の排出（収集）量は、表 4-3に示すとおりです。処理人口減少に伴い、し尿等収集量も減少傾向にあります。収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、その全量を衛生センターで衛生的に処理しています。

表 4-3 し尿等収集処理量（kL）

※各年度3月末現在

年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
し尿汲み取り量	21,707	20,726	20,735	19,305	18,340
浄化槽汚泥量	12,805	13,469	13,063	13,769	13,446
農業集落排水施設汚泥量	8,886	8,835	8,697	8,749	8,897

出典：『登米市統計資料 令和6年度版』

4. 施設の状況

(1) し尿処理施設の状況

本市の、し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥については、衛生センターにて全量を処理しています。処理の過程で発生する汚泥を原料に炭化肥料（商品名：タンピくん）を生産販売しています。また、令和6年度には施設の長寿命化を図るため、長寿命化総合計画を策定しました。

表 4-4 登米市衛生センター（エコランドとめ）施設概要

施設名	登米市衛生センター（エコランドとめ）
所在地	宮城県登米市南方町寺袋69
供用開始	平成22年3月
処理能力	し尿 63kL/日、浄化槽汚泥34kL/日、 農業集落排水汚泥31kL/日
太陽光発電設備	出力 20kW
処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理

(2) 公共下水道の状況

公共下水道事業の計画区域で発生した汚泥は市内5処理施設で処理を行っています。

表 4-5 公共下水道施設事業の概要

処理区	事業種	施設名	供用開始	処理場	
				処理方式	放流先
迫川流域	流域関連特定環境 保全公共下水道	石越浄化センター	H12.7	オキシデーション ディッチ法	夏川
迫	公共下水道	佐沼環境浄化センター	H6.3	オキシデーション ディッチ法	迫川
米谷・錦織	特定環境 保全公共下水道	大関浄化センター	H14.4	嫌気好気ろ床法	大関川
豊里		豊里浄化センター	H10.3	オキシデーション ディッチ法	迫川
津山		津山浄化センター	H15.2	オキシデーション ディッチ法	南沢川

(3) 農業集落排水施設の状況

農業集落排水施設は、昭和49年度に米山町西野地区で事業採択を受け、整備に着手したのを皮切りに、市内26地区24処理場の整備を実施しました。平成29年度に中田町大泉地区の整備が完了したことにより、すべての計画地区で整備が完了しています。

表 4-6 農業集落排水事業の概要（施設ごとの状況）

No.	施設名称	所在地	地区	計画人口	計画面積 (ha)	計画日最大汚水量 (m ³ /日)	汚水処理方式
1	新田地区農業集落排水処理施設	迫町	新田	2,110	108.0	633	回分式活性汚泥
2	茂栗地区農業集落排水処理施設	迫町	茂栗	430	42.7	129	連続流入間欠ばっ気
3	米川地区農業集落排水処理施設	東和町	米川	1,440	167.0	432	連続流入間欠ばっ気
4	石森地区農業集落排水処理施設	中田町	石森	1,400	40.0	420	流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気
5	宝江地区農業集落排水処理施設	中田町	宝江	2,080	54.0	624	流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気
6	新小路地区農業集落排水処理施設	中田町	新小路	1,060	43.0	318	流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気
7	弥勒寺地区農業集落排水処理施設	中田町	弥勒寺	1,640	164.0	492	連続流入間欠ばっ気
8	長谷終末処理場	中田町	長谷	1,200	100.0	360	連続流入間欠ばっ気
9	大泉地区農業集落排水処理施設	中田町	大泉	970	110.0	291	連続流入間欠ばっ気
10	鴫波浄化センター	豊里町	白鳥	580	57.7	174	連続流入間欠ばっ気
11	上谷地地区農業集落排水処理施設	豊里町	上谷地	100	5.3	30	流調、担体流動100人槽
12	西野地区農業集落排水処理施設	米山町	西野	2,470	114.9	777	連続流入間欠ばっ気
13	桜岡地区農業集落排水処理施設	米山町	桜岡	1,300	30.0	390	流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気
14	後小路地区農業集落排水処理施設	米山町	後小路	420	16.7	126	流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気
15	中津山地区農業集落排水処理施設	米山町	中津山	4,100	260.0	1,230	オキシデーション ディッチ法
			中津山第二	820	97.0	246	
16	桜岡第二地区農業集落排水処理施設	米山町	桜岡第二	990	63.0	297	流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気
17	町吉田地区農業集落排水処理施設	米山町	町吉田	400	36.3	120	連続流入間欠ばっ気
18	善王寺地区農業集落排水処理施設	米山町	善王寺	510	42.9	153	連続流入間欠ばっ気
19	平塚地区農業集落排水処理施設	米山町	平塚	530	90.0	171	連続流入間欠ばっ気
20	東千貫地区農業集落排水処理施設	米山町	東千貫	150	30.0	45	流調、担体流動150人槽
21	砥落地区農業集落排水処理施設	米山町	砥落	130	10.0	39	流調、担体流動150人槽
22	新高石地区農業集落排水処理施設	南方町	新高石	2,920	144.0	876	回分式活性汚泥
			大袋	340	27.0	102	
23	畑岡地区農業集落排水処理施設	南方町	畑岡	1,270	81.0	381	回分式活性汚泥
24	沢田終末処理場	南方町	沢田	940	160.0	282	連続流入間欠ばっ気
計				30,300	2,094.5	9,138	

(4) 合併浄化槽の状況

集合処理の計画区域以外については、個人の申請に基づき市で設置・管理する「市設置型」の合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）による整備を行っていましたが、令和8年度から市が設置費用の一部を補助し、個人で浄化槽を設置する「個人設置型」の整備手法に変わります。

特に水質の改善が必要な伊豆沼・長沼の集水域や長沼川の流域等では、より浄化能力の高い高度処理型浄化槽の整備を進めています。

第2節 生活排水処理の基本方針

本市は、適切な生活排水処理を通じて「地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上」を図ります。
本計画の目標年度は令和17年度とし、対象区域は本市全域とします。

特に、ラムサール条約の指定登録湿地である伊豆沼、内沼などの公共用水域が、近年、生活排水による水質の悪化が進んでいることから、生活排水の計画的な処理を進め、本市の豊かな自然環境の保全に繋がっていきます。



多くの渡り鳥が飛来する伊豆沼

第3節 生活排水排出量の将来推計

1. 生活排水量の予測

表 4-7 処理形態別人口の予測 (人)

年 度	実績	予測		
	令和6年度	令和12年度	令和17年度	
計画処理区域内人口 (行政区内人口)	72,205	63,390	58,371	
水洗化・生活雑排水処理人口	52,627	49,155	47,727	
	合併処理浄化槽	11,580	11,106	11,018
	下水道	27,599	26,340	26,034
	農業集落排水*	13,448	11,709	10,675
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	4,436	3,239	2,775	
非水洗化人口 (汲み取り)	15,142	10,996	7,869	

※：特定環境保全公共下水道処理の人口を含む。

表 4-8 し尿処理量の予測 (KL)

年 度	実績	予測	
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
し尿収集量	18,340	15,773	13,749
浄化槽汚泥量	13,446	13,959	14,132
農業集落排水施設汚泥量	8,897	8,755	8,746

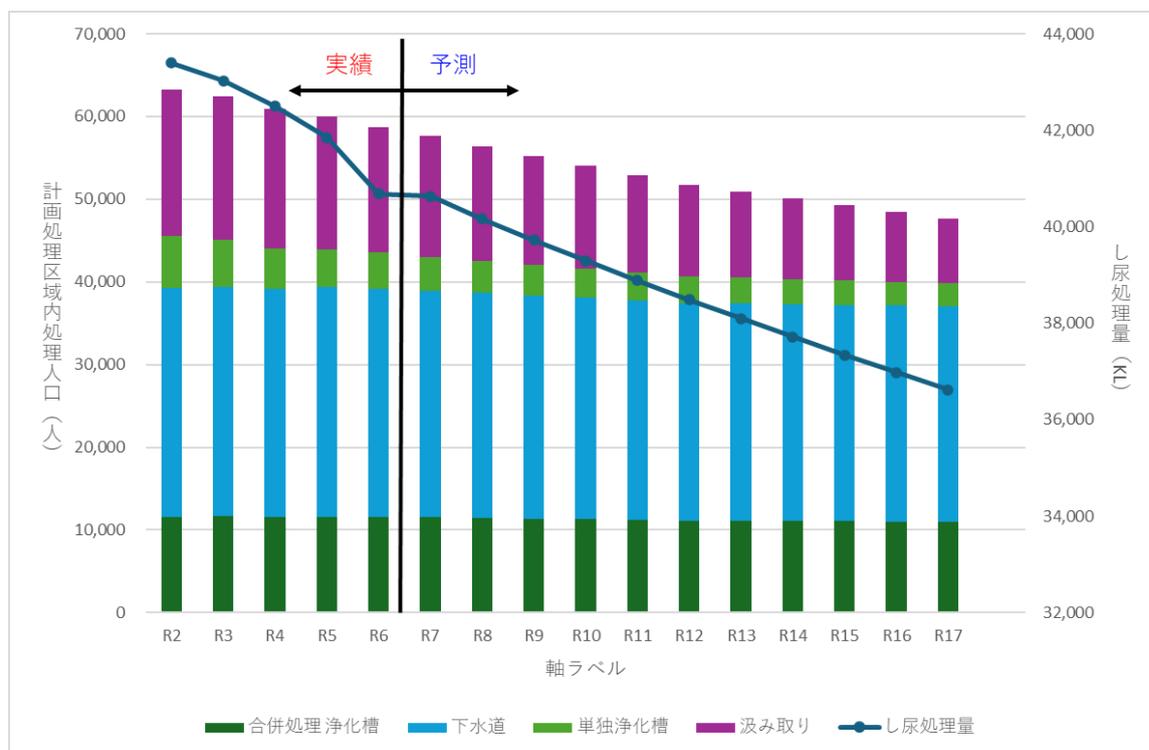


図 4-2 生活排水処理量の予測 (現状の傾向での推移として)

第4節 生活排水の処理計画

1. 処理の目標

「第三次登米市総合計画」（令和8年〇月）にて示されているとおり、目標年度の令和17年度において、汚水衛生処理率80.1%、市内湖沼の平均COD濃度6.0mg/Lを目標とします。

表 4-9 指標における目標値

指標名	現状値 令和6年度	中間目標値 令和12年度	目標値 令和17年度
汚水衛生処理率	74.7%	75.8%	80.1%
市内湖沼の平均COD濃度	12.8mg/L	8.0mg/L	6.0mg/L

出典：『第三次登米市総合計画』（令和8年〇月 登米市）

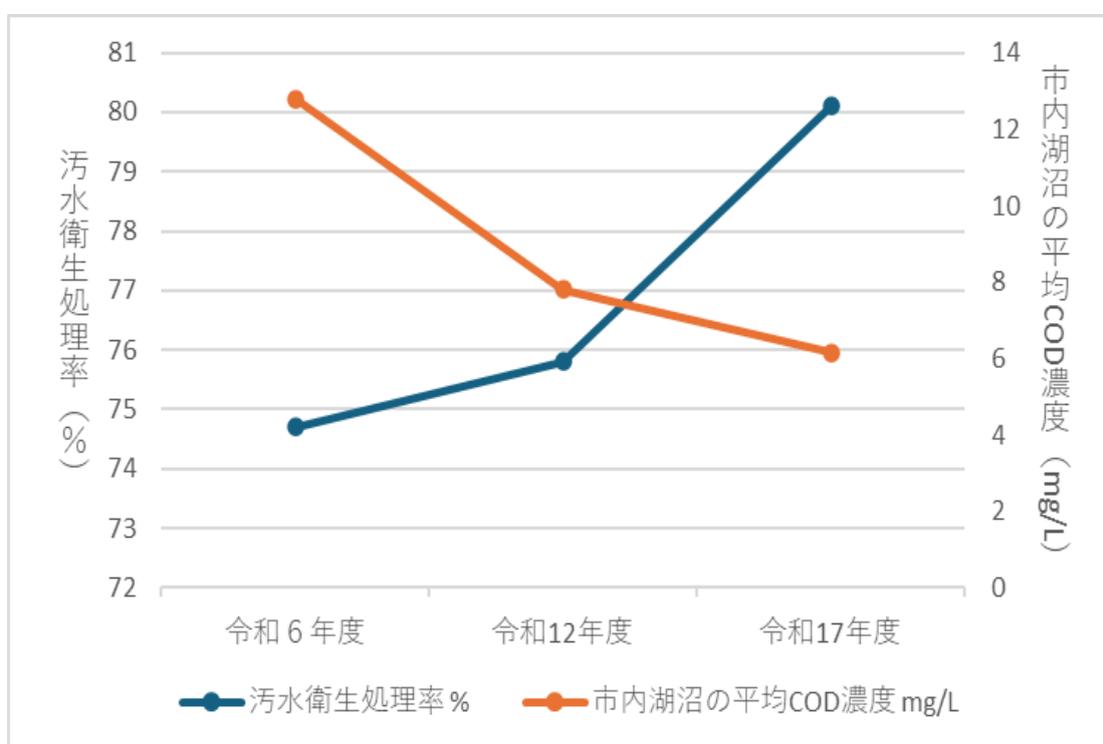


図 4-3 生活排水処理量の目標

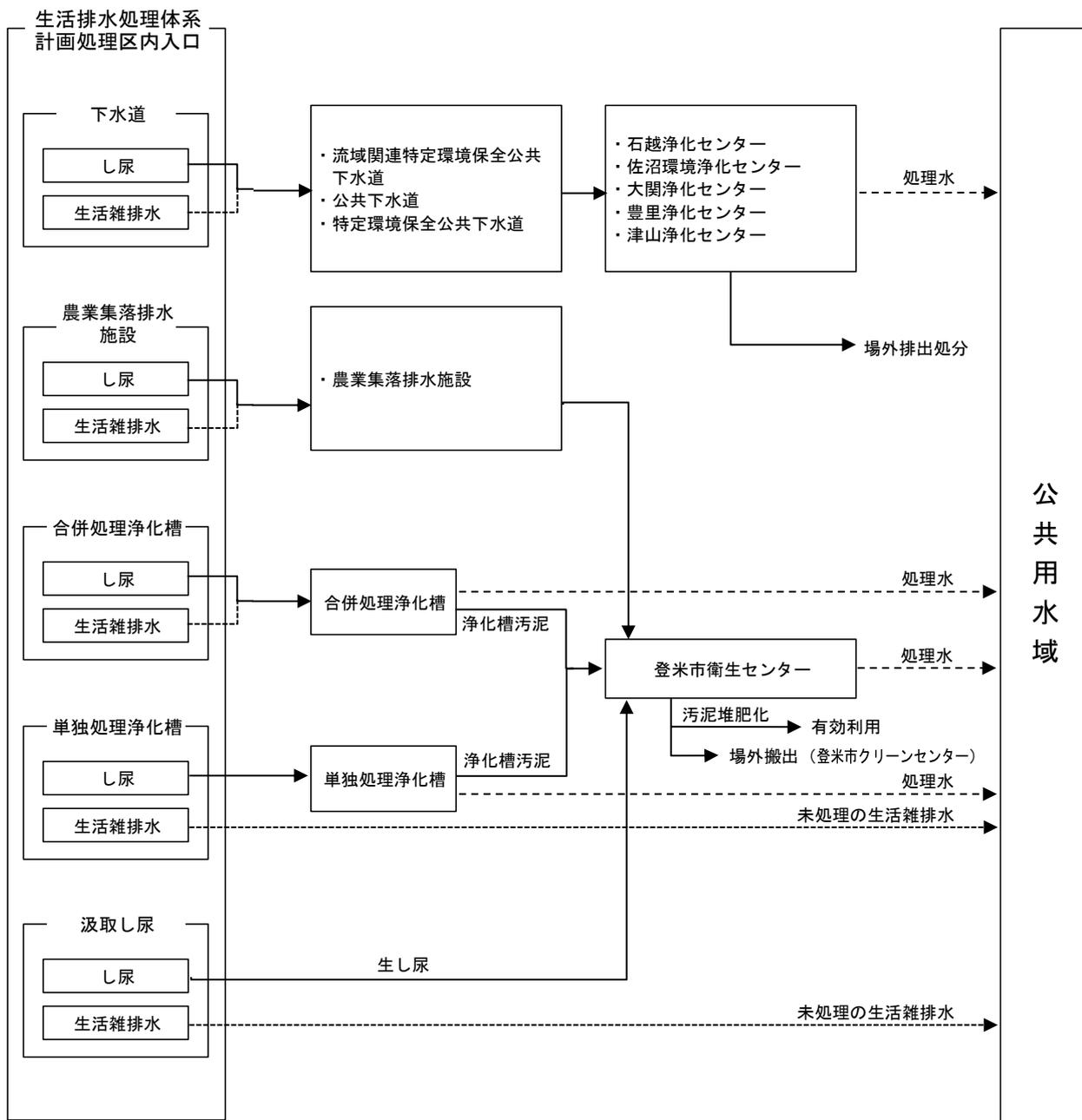


図 4-4 将来の生活排水処理体系

2.処理の主体

計画目標年次である令和17年度における排水処理の処理主体は、以下のとおりとします。

表 4-10 処理形態別の処理主体

年度	令和17年度
合併処理浄化槽・単独処理浄化槽	管理者
公共下水道	自治体
農業集落排水	自治体
汲み取り	排出者

第5節 目標達成のための施策

生活排水処理の目標達成のため、下記の施策に取り組んでいきます。

1. 水環境の保全

環境美化活動、下水道及び合併浄化槽への接続推進など、水環境の保全や再生を関係機関との連携により推進し、沼や川の水質改善に取り組みます。

2. 公共下水道施設の計画的な整備

快適で衛生的な生活環境の形成と公共用水域の水質保全を図るため、未整備となっている部分の公共下水道施設を計画的に整備します。

3. 施設の長寿命化

一般廃棄物処理施設の計画的な保守点検及び修繕の実施により、施設の長寿命化に努めます。

第6節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の処理計画は、以下に示すとおりとします。

1. 収集・運搬計画

収集の範囲は本市全域とし、バキューム車による地域ごとの定期汲み取り収集を基本とします。

2. 資源化計画

処理済み汚泥を利用した炭化肥料（商品名：タンピくん）を生産販売し、資源循環を目的に利用促進を図ります。

3. 最終処分計画

肥料化できなかった残渣等については、クリーンセンターのエネルギー回収推進施設（焼却施設）にて焼却減容した後、最終処分場にて埋立処理を行います。

4. その他し尿・汚泥処理に関し必要な事項

(1) 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害により発生した廃棄物は、一般廃棄物として「災害廃棄物処理計画」により、生活環境保全及び公衆衛生上支障のない方法で迅速に、かつ現有の人員、機材及び処理施設で対応することを基本とします。特に甚大な被害の場合は、市役所内他部局、県、他都市及び廃棄物関係団体に対し応援を求め、緊急事態に対処します。

(2) 進行管理

本計画における目標と各施策を実施していくため、年度ごとに実施計画を策定し、年度ごとのし尿・汚泥処理の状況や施策の実施について定めます。今後は、各施策の進捗状況や効果などについて定期的に評価した上で対応を講じるなど、計画の適正かつ円滑な進行管理を図ることが必要なため、生活排水処理基本計画についてPlan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、自らの生活排水処理計画の点検、見直し評価を継続的に行います。

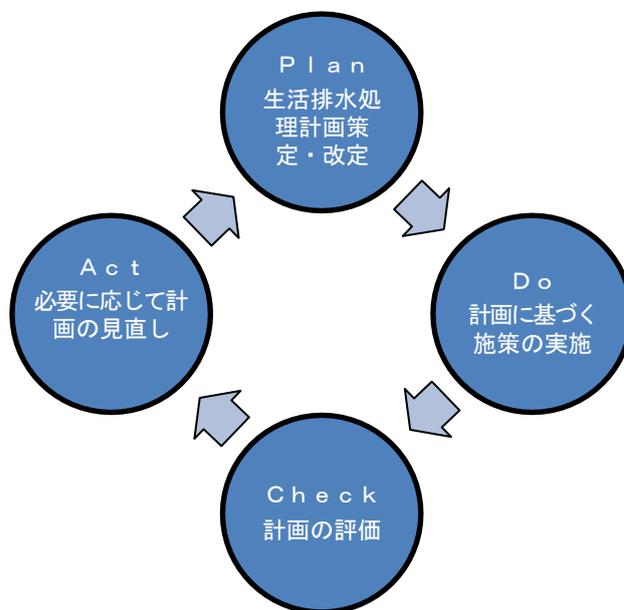


図 4-5 計画の進行管理